
江東信用組合経営レポート

信頼への前進 ディスクロージャー

2023年3月末の現況



江東信用組合



《お客様を大切にして、ニーズにお応えするコミュニティバンク こうしん》

索引 各開示項目は、下記のページに記載しております。なお、*印は「協金法第6条で準用する銀行法第21条」「金融再生法」に基づく開示項目、**印は「監督指針の要請」に基づく開示項目、無印は任意開示項目です。

<p>■ ご あ い さ つ……………2</p> <p>【概況・組織】</p> <p>1. 事業方針……………2</p> <p>2. 事業の組織 *……………5</p> <p>3. 役員一覧(理事及び監事の氏名・役職名) *……………2</p> <p>4. 会計監査人の氏名又は名称 *……………2</p> <p>5. 店舗一覧(事務所の名称・所在地) *……………31</p> <p>6. ATM設置状況……………31</p> <p>7. 地区一覧……………31</p> <p>8. 組合員数……………2</p> <p>9. 子会社の状況……………該当事項なし・26</p> <p>【主要事業内容】</p> <p>10. 主要な事業の内容 *……………5</p> <p>11. 信用組合の代理業者 *……………該当事項なし・18</p> <p>【業務に関する事項】</p> <p>12. 事業の概況 *……………2</p> <p>13. 経常収益 *……………16</p> <p>14. 業務純益等 *……………15</p> <p>15. 経常利益 *……………16</p> <p>16. 当期純利益 *……………16</p> <p>17. 出資総額、出資総口数 *……………16</p> <p>18. 純資産額 *……………16</p> <p>19. 総資産額 *……………16</p> <p>20. 預金積金残高 *……………16</p> <p>21. 貸出金残高 *……………16</p> <p>22. 有価証券残高 *……………16</p> <p>23. 単体自己資本比率 *……………16</p> <p>24. 出資配当金 *……………16</p> <p>25. 職員数 *……………16</p> <p>【主要業務に関する指標】</p> <p>26. 業務粗利益及び業務粗利益率 *……………15</p> <p>27. 資金運用収支、役員取引等収支及びその他の業務収支 *……………15</p> <p>28. 資金運用勘定・資金調達勘定の平均残高、利息、利回り、資金利鞘 *……………16</p> <p>29. 受取利息、支払利息の増減 *……………16</p> <p>30. 役員取引の状況……………15</p> <p>31. その他業務収益の内訳……………18</p> <p>32. 経費の内訳……………15</p> <p>33. 総資産経常利益率 *……………16</p> <p>34. 総資産当期純利益率 *……………16</p>	<p>【預金に関する指標】</p> <p>35. 預金種目別平均残高 *……………18</p> <p>36. 預金者別預金残高……………18</p> <p>37. 財形貯蓄残高……………18</p> <p>38. 職員1人当り預金残高……………18</p> <p>39. 1店舗当り預金残高……………18</p> <p>40. 定期預金種類別残高 *……………18</p> <p>【貸出金等に関する指標】</p> <p>41. 貸出金種類別平均残高 *……………18</p> <p>42. 担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額 *……………19</p> <p>43. 貸出金利区分別残高 *……………19</p> <p>44. 貸出金使途別残高 *……………19</p> <p>45. 貸出金業種別残高・構成比 *……………19</p> <p>46. 預貸率(期末・期中平均) *……………16</p> <p>47. 消費者ローン・住宅ローン残高……………19</p> <p>48. 代理貸付残高の内訳……………26</p> <p>49. 職員1人当り貸出金残高……………18</p> <p>50. 1店舗当り貸出金残高……………18</p> <p>【有価証券に関する指標】</p> <p>51. 商品有価証券の種類別平均残高 *……………取扱いなし</p> <p>52. 有価証券の種類別平均残高 *……………18</p> <p>53. 有価証券種類別残存期間別残高 *……………19</p> <p>54. 預証率(期末・期中平均) *……………16</p> <p>【経営管理体制に関する事項】</p> <p>55. 法令遵守の体制 *……………6</p> <p>56. リスク管理体制 *……………21</p> <p>資料編……………22.23.24</p> <p>57. 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容 *……………7</p> <p>【財産の状況】</p> <p>58. 貸借対照表、貸出計算書、剰余金処分債権処理計算書 *……………10.11.12.13.15</p> <p>59. 協金法開示債権(リスク管理債権)及び金融再生法開示債権の保全・引当状況 *……………20</p> <p>(1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権</p> <p>(2) 危険債権</p> <p>(3) 三月以上延滞債権</p> <p>(4) 貸出条件緩和債権</p> <p>(5) 正常債権</p> <p>60. 自己資本の構成に関する事項(自己資本比率明細) *……………14</p> <p>61. 有価証券、金銭の信託等の評価 *……………17</p> <p>62. 外貨建資産残高……………該当事項なし・25</p>	<p>63. オフバランス取引の状況……………該当事項なし・16</p> <p>64. 先物取引の時価情報……………該当事項なし・16</p> <p>65. オプション取引の時価情報……………取扱いなし</p> <p>66. 貸倒引当金(期末残高・期中増減額) *……………19</p> <p>67. 貸出金償却の額 *……………19</p> <p>68. 財務諸表の適正性及び内部監査の有効性について **……………26</p> <p>69. 会計監査人による監査 *……………15</p> <p>【その他の業務】</p> <p>70. 内国為替取扱実績……………26</p> <p>71. 外国為替取扱実績……………25</p> <p>72. 公共債窓販実績……………25</p> <p>73. 公共債引受額……………該当事項なし・25</p> <p>74. 手数料一覧……………27</p> <p>【その他】</p> <p>75. 総代会について **……………3.4</p> <p>76. トピックス……………8</p> <p>77. 当組合の考え方……………2</p> <p>78. 沿革・歩み……………26</p> <p>79. 社会貢献活動……………9</p> <p>80. 継続企業の前提の重要な疑義 *……………該当なし</p> <p>81. 報酬体系について **……………25</p> <p>82. 当組合の内部管理体制について……………6</p> <p>83. 利益相反管理方針について……………7</p> <p>84. 融資の基本方針(クレジットポリシー)……………7</p> <p>85. 預貯金者保護法について……………7</p> <p>86. お客様アンケート集計結果……………30</p> <p>【地域密着型金融の機能強化の推進目標】</p> <p>87. 地域密着型金融の当組合の基本方針 **……………28</p> <p>88. 地域密着型金融の推進体制 **……………28</p> <p>89. 地域密着型金融の具体的施策 **……………28</p> <p>90. 融資を通じての地域貢献……………28</p> <p>91. 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取り組み状況 *……………28</p> <p>92. 「経営者保証に関するガイドライン」への対応について **……………29</p> <p>93. 東京都立産業技術研究センターとの業務連携……………29</p> <p>94. 振り込め詐欺防止活動……………29</p> <p>95. 振り込め詐欺救済法に関する当組合の対応について……………29</p> <p>96. マネーローニング及びテロ資金供与等防止のための取組……………29</p>
---	--	---

組合員の皆様には、益々ご清栄のことと拝察し、お慶び申し上げます。
また、平素より当組合に対しまして格別なるご愛顧・ご支援を賜り、心より御礼申し上げます。

ここに令和4年度ディスクロージャー誌「江東信用組合経営レポート」を作成致しました。当組合の経営方針、事業内容等を取り纏めましたので、ご高覧賜りたく存じます。

さて、皆様ご高承の通り、令和4年度の我が国経済は、新型コロナウイルスの行動制限が徐々に緩和され、ウィズコロナに向けた社会経済活動の正常化が推進される一方、長期化するロシアのウクライナ侵攻や円安等の影響で諸物価が高騰し、コストアップを価格に転嫁出来ない中小企業・小規模事業者は極めて厳しい経営環境にありました。

このような状況下、当組合におきましては「顧客支援プロジェクト」のもと、中小企業診断士等の専門家による経営改善指導の推進を図りました。実績現行20事業先に取り組んでおりますが、今後もコロナ融資先を主に拡充していきます。今後も中小企業・小規模事業者従来からの事業承継を始め、人手不足、資材やエネルギー高騰等の問題により厳しい経営環境は続くと思われまます。

このような状況の中、地域経済の活性化を図るため、組合役職員一丸となって、お客様の事業の経営改善・再生、並びに勤労者の生活向上にお役に立つよう工夫・努力を重ねて参ります。

今後とも、組合員の皆様のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。



理事長 中村 博保

事業方針

◎基本方針

「中小企業等協同組合法」に基づく組合員の相互扶助を目的とした金融機関として、「お客様を大切に、各種ニーズにお応えする」ことにより、地域の皆様に必要とされる金融機関を目指します。

◎経営方針

- 経営基盤の強化と安定した収益の確保
 - ①効率的店舗運営を実践する
 - ②狭域高密度取引の徹底
 - ③適正な当期利益の確保
 - ④コンプライアンス、リスク管理態勢の充実
- 地域貢献活動の展開
 - ①中小・小規模事業者の再生と活性化への寄与
 - ②生活者の生活安定と向上策の提案
 - ③地域活性化行事への積極的な参加
- 人事管理の徹底
 - ①人材の育成と活用による態勢整備
 - ②適正な人事評価による組織の活性化

◎経営姿勢と考え方

令和5年度は、第8次中期経営計画の成熟期にあたり、令和4年度の決算実績を踏まえて、経営基盤の強化のため預貸金業容の安定、適正な収益の確保、健全性の維持・向上に努めます。コンプライアンス、各種リスク管理の徹底と態勢の強化を図ります。最終的に金融の仲介を通じて地域経済発展のため努力を重ねて参ります。

組合員の推移

(単位:人)

区 分	令和3年度末	令和4年度末
個 人	9,168	9,074
法 人	2,317	2,322
合 計	11,485	11,396

令和4年度 経営環境・事業概況

新型コロナウイルスの行動制限が徐々に緩和され、ウィズコロナに向けた社会経済活動が正常化される一方、戦争や円安等の国際情勢の影響により、資材やエネルギー高騰が中小企業・小規模事業者は商品に転嫁が困難な状況で厳しい経営環境が続いています。

このような状況の中で、当組合においては、取引先への資金支援はもとより、健全性リスクの観点からも「企業支援プロジェクト」での専門家による経営改善、事業再生等の支援に一層の強化を図っています。

≪主な業務内容≫

1. 預金・融資状況		
当期末預金残高	75,192百万円	(前期末 75,466百万円)
役職員一人当たり預金量	808百万円	(前期末 802百万円)
当期末貸出金残高	39,803百万円	(前期末 38,765百万円)
2. 利益状況		
業務純益	180百万円	(前期末 113百万円)
経常利益	136百万円	(前期末 98百万円)
当期純利益	135百万円	(前期末 100百万円)
3. 自己資本比率	11.88%	(前期末 11.98%)

役員一覧(理事および監事の氏名・役職名)

(令和5年6月26日現在)

名誉会長/網代良太郎	理事長/中村 博保	常務理事/小池 昇 <small>監事/副理事長 兼 総務部長</small>
常勤理事/田中 秀明 <small>営業推進本部長</small>	常勤理事/海老原健治 <small>管理部長</small>	常勤理事/中山 康晴 <small>豊洲支店長</small>
理 事/藤井 肇(※)	常勤監事/草柳 裕幸	監 事/山崎 秩秀

注)当組合は、職員出身者以外の理事1名(※印)の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めております。

会計監査人の氏名又は名称

(令和5年3月31日現在)

太陽有限責任監査法人

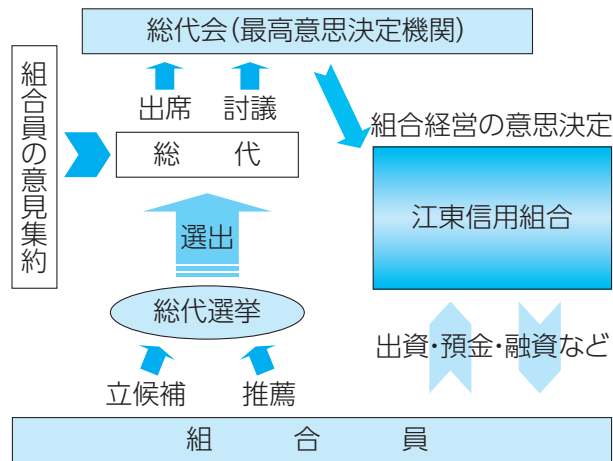
1. 総代会の仕組み(役割)

信用組合は、組合員の相互扶助の精神を基本理念に金融活動を通じて経済的地位の向上を図ることを目的とした協同組織金融機関です。また、信用組合には、組合員の総意により組合の意思を決定する機関である「総会」が設けられており、組合員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権及び選挙権を持ち、総会を通じて信用組合の経営等に参加することができます。

しかし、当組合は組合員11,396名(令和5年3月末)と多く、総会の開催が困難なため、中小企業等協同組合法及び定款の定めるところにより「総代会」を設置しています。

総代会は、総会と同様に組合員一人ひとりの意思が信用組合の経営に反映されるよう、組合員の中から適正な手続きにより選出された総代により運営され、組合員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保しています。また、総代会は、当組合の最高意思決定機関であり、決算や事業活動等の報告が行われるとともに、剰余金処分、事業計画の承認、定款変更、理事・監事の選任など、当組合の重要事項に関する審議、決議が行われます。

総代は、組合員の代表として、総代会を通じて組合員の信用組合に対する意見や要望を信用組合経営に反映させる重要な役割を担っています。



当組合では、総代会に限定することなく、組合員(利用者)アンケート調査や組合員懇談会を実施するなど、日常の営業活動を通じて、総代や組合員とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取り組んでいます。

2. 総代の選出方法、任期、定数

総代は、総代会での意思決定が広く組合員の意思を反映し適切に行われるよう、組合員の幅広い層の中から、定款及び総代選挙規約(総代選挙規程)に基づき、公正な手続きを経て選出されます。

(1) 総代の選出方法

総代は組合員であることが前提条件であり、総代選挙規約等に則り、各地区(選挙区)毎に自ら立候補した方もしくは理事会が推薦(就任時の年齢が満75歳未満)された方の中から、その地区(選挙区)に属する組合員により、公平に選挙を行い選出されます。

なお、総代候補者(立候補者(推薦を含む))の数が当該地区における総代定数を超えない場合は、その候補者(立候補者(推薦を含む))を当選者として投票は行っておりません。

(2) 総代の任期・定数

総代の任期は3年となっております。なお、当組合は地区(選挙区)を3つの区に分け、総代の選出を行っています。

総代の定数は100人以上135人以内です。地区別の定数は、各選挙区において選挙すべき総代の数は、選挙者名簿に記載された選挙者数に比例して定めます。

3. 総代会の決議事項

第70期通常総代会が、令和5年6月26日午後3時より、当組合本店で開催されました。当日は総代113名(当日欠席10名)のうち、出席37名(うち、委任状による代理出席0名)、議決権行使書による出席66名、のもと、全議決が可決、承認されました。



報告事項

- 1) 第70期(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)
事業報告、貸借対照表、損益計算書報告の件
- 2) 監事による監査報告
- 3) 第24期総代選挙結果について

決議事項

- 第1号議案 第70期(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)剰余金処分案承認の件
・満場異議なく、原案どおり可決・承認されました。
- 第2号議案 第71期事業計画及び収支予算案承認の件
・満場異議なく、原案どおり可決・承認されました。
- 第3号議案 組合員除名承認の件
・満場異議なく、原案どおり可決・承認されました。
- 第4号議案 理事および監事の報酬枠承認の件
・満場異議なく、原案どおり可決・承認されました。

4. 総代の地区別定数と氏名

(令和5年6月26日現在)

(第1区) 江東区・江戸川区・墨田区・中央区		(総代定数 95名)		本店・洲崎支店・森下支店・江戸川支店・豊洲支店			
本 店	加瀬 三二◎ 田下 一雄◎ 山内 良子⑧ 秋山 哲雄◎ 落合 秀行◎ 岩瀬 國夫◎ 奈良 賢治③	名倉 英樹③ 伊藤 貴司◎ 渡邊誠一郎③ 進藤 祥一⑦ 大久保恵市⑤ 精進 勝⑨ 西原久美子⑦	岩崎 厚三④ 榊原 哲◎ 平塚敬太郎◎ 関 善夫⑥ 望月 伸高⑤ 岡田 栄治⑤ 穴倉 榮治⑤	篠田 秀樹⑤ 石田 哲司④ 進藤 久明④ 吉田 拓二④ 中村 弘③ 鈴木 鉄久③ 松崎 龍郎③	東瀬野恭孝③ 小鳥 英樹③ 吉岡 忠昭③ 杉本 好造② 山根作之助② 田村 實② 宮崎 敏維②	志田 明子② 沼田 誠② 佐柳 努② 佐藤 政直② 水谷 一善② 森井 政彦② 金子 勝明②	
	上原 博② 杉田 協則② 小山 悦史① 永井 勇太① 鈴木 大輔① 村越 裕之① 安野 弘之①	洲崎支店	大塚 晃啓⑧ 荒井 勝正⑦ 金井 久光⑨ 大場 幸一⑤ 下川 幹男⑤ 堀内富司夫⑥ 増間 衛⑦	守山真理子⑥ 小嶋 映治④ 小俣 勉④ 田口 正義④ 中島 恵④ 永谷 知昭② 服部 晋尚②	岡田 賢治① 田村 聡① 矢野 吉彦①	森下支店	石塚 貞彦⑧ 永瀬 守⑥ 榑原 守人④ 山田 廣久④ 笛吹 修邦①
	江戸川支店	山元 市郎⑨ 高野 佳則⑧ 野堀 忠昭◎ 菅宮 勝夫⑤ 保土田守彦◎ 堀江 理佳② 宇田川耕作◎	岩瀬 満⑦ 代田 元則④ 株式会社土筆鋼業④ 神原 喜一④ 稲垣 英介① 渡邊 剛② 町田 誠人①	片岡 正安② 近藤 卓①	豊洲支店	平井 啓之⑦ 株式会社 亀谷⑤ 東京魚商業協同組合⑤ 今井 千鶴⑦ 村竹 秀利⑤	
	(第2区) 葛飾区・足立区・荒川区		(総代定数 7名)		綾瀬支店		
	綾瀬支店	星野 雅夫⑥ 折登 紀昭⑧ 白井 淨⑧ 石橋 聡⑦ 海老沼孝二⑤ 大岡 高由④ 臼倉美恵子②					
	(第3区) 台東区・千代田区・文京区・ その他都内全域		(総代定数 14名)		上野支店		
上野支店	政木喜三郎⑨ 吉田 勝彦⑧ 堀内 鉄雄⑦ 千尋 良子④ 青木 淳④ 鈴木 豊④ 森山 靖治④	織戸 敏行④ 篠崎 純一③ 堀江 貞幸① 東松 国明① 鈴木 敏道① 檜山 明良① 樺澤 伸雄①					

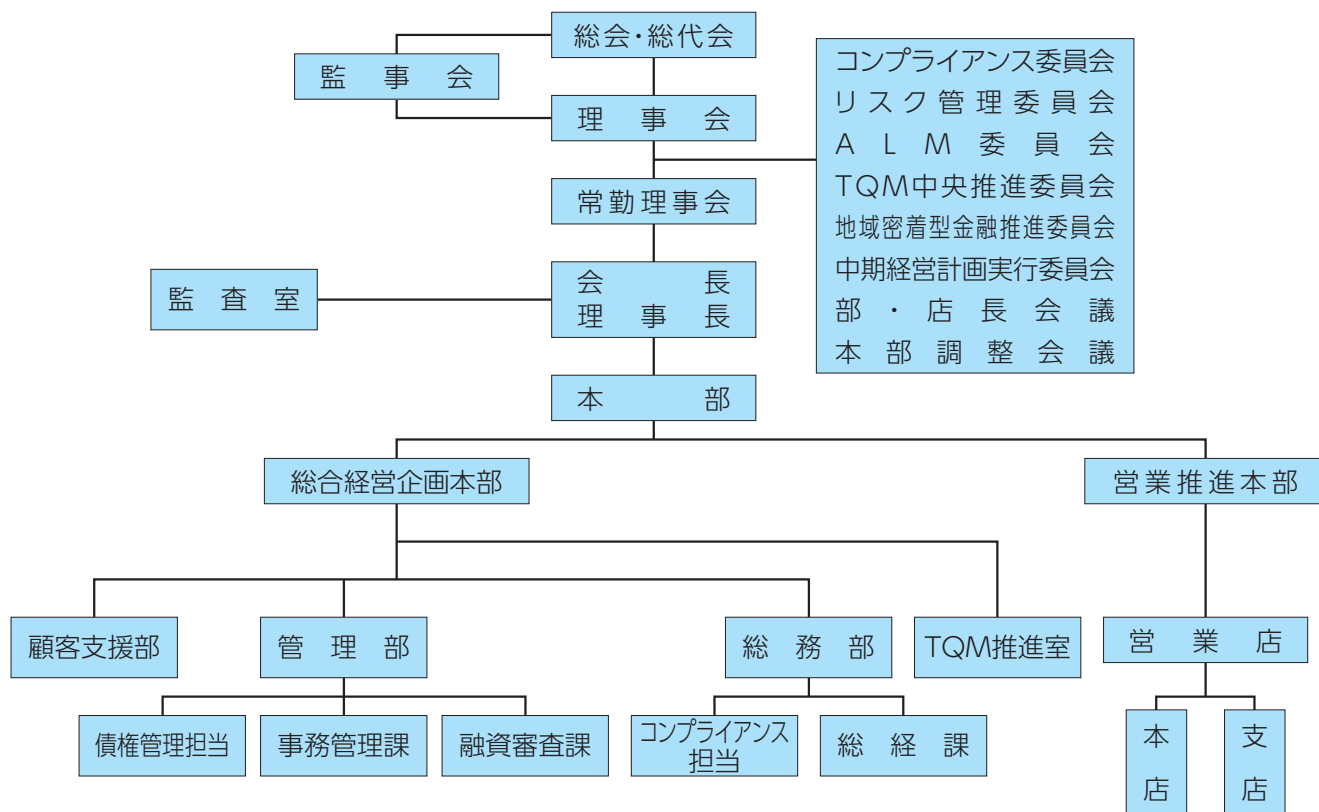
(注) 就任回数は氏名・会社名末尾の○付き数字で記載しています。なお、就任回数が10回以上となる場合は◎で表示しています。

5. 総代の属性別構成比

(令和5年6月26日現在)

職 業 別	個人 5.3%、個人事業主 10.6%、法人役員 81.4%、法人 2.6%
年 代 別	30代以下 0.9%、40代 3.6%、50代 18.1%、60代 22.7%、70代 37.2%、80代以上 17.2%
業 種 別	製造業 27.1%、不動産業 13.0%、卸売・小売業 18.6%、建設業 10.2%、運送業 3.7%、その他サービス業 27.1%

※業種別は、法人、法人役員、個人事業主に限る。



〈組合の事業運営〉

- (理事会) 当組合の業務執行に関する重要事項について、出席理事の賛否により決定し、組合の業務執行を監督する。理事は平等の発言権を持っており、監事も出席する。
- (常勤理事会) 理事会に提案すべき議案の立案、理事会に付議を要しない事案の協議及び決定をする。
- (監事会) 常勤監事と員外監事により構成され、理事の職務執行が適正に行われているか、会計監査や業務監査を通じて監査し、監事が理事会に出席し意見を述べる事が出来る。
- (外部監査法人) 当組合では監事による監査の他、太陽有限責任監査法人による外部監査を委嘱して決算だけでなく、理事会議事録のチェックを始め本部、営業店の日常業務を含めた監査・指導を定期的かつ総合的に受けており公正な事業運営を行うべく反映させています。

■ 主要な事業の内容

A. 預金業務

- (イ) 預金・定期積金
当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金、外貨預金等を取り扱っております。
- (ロ) 譲渡性預金
譲渡可能な定期預金を取り扱っております。

B. 貸出業務

- (イ) 貸付
手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取り扱っております。
- (ロ) 手形の割引
銀行引受手形、商業手形及び荷付為替手形の割引を取り扱っております。

C. 商品有価証券売買業務

取り扱っておりません。

D. 有価証券投資業務

預金の支払準備及び資金運用のため国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。

E. 内国為替業務

送金為替、当座振込及び代金取立等を取り扱っております。

F. 外国為替業務

全国信用協同組合連合会の取次業務として輸出、輸入及び外国送金その他外国為替に関する各種業務を行っております。

G. 社債受託及び登録業務

取り扱っておりません。

H. 金融先物取引等の受託等業務

取り扱っておりません。

I. 附帯業務

- (イ) 債務の保証業務
- (ロ) 有価証券の貸付業務
- (ハ) 国債等の引受け及び引受国債等の募集の取扱業務
- (二) 代理業務
 - (a) 全国信用協同組合連合会、(株)日本政策金融公庫、(株)商工組合中央金庫等の代理貸付業務
 - (b) 独立行政法人勤労者退職金共済機構等の代理店業務
 - (c) 日本銀行の歳入復代理店業務
 - (ホ) 地方公共団体の公金取扱業務
 - (ヘ) 株式払込金の受入代理業務及び株式配当金の支払代理業務
 - (ト) 保護預り及び貸金庫業務

当組合の内部管理体制について

○コンプライアンス体制

当組合では、法令遵守(コンプライアンス)を経営の重要課題として位置付けており、本部・営業店よりコンプライアンス委員を任命し、月例の「コンプライアンス委員会」にてコンプライアンス状況の一元管理を実施しております。その進捗状況については、理事会へ報告することで実効性を高めております。また管理職を中心にコンプライアンス・オフィサーの有資格者の拡充をコンプライアンス・プログラムに掲げております。

また、全役職員にコンプライアンス・マニュアルの配布およびコンプライアンスの徹底状況や問題案件については、部室店のコンプライアンス委員がその内容を把握し、共通認識として相互牽制が図れる体制としております。

○リスク管理体制

当組合では、平成26年3月期より導入された「パーゼルⅢ」への対応として、リスク管理委員会(月例開催)において、各種リスク管理の実施状況とモニタリング、経営資源の経済的・効率的活用と資産の保全、各種リスク管理の適切性と有効性の検証とフォローアップ、問題債権の把握と管理等統合リスク管理への認識を十分深め、リスク管理の高度化へ向けた取組強化が最重要課題と認識しております。

1. 市場リスク

金利の低下、有価証券運用等の価格の変動および為替相場の変動等により、保有する資産や負債の価値が変化し、収益が不安定になるリスク。

2. 信用リスク

貸出金の回収リスク、保有有価証券の資産価値減少リスクなど、信用供与先の財務状況等の悪化により、資産の価値が減少または消失により金融機関が損失を被るリスク。

3. オペレーショナルリスク

コンピュータシステム障害などのシステム上のリスク。コンピュータの不正使用等を行ったことにより損失を被るリスク。更には、正確性を欠いた事務処理、または故意による事故等により損失を被るリスク。

○顧客保護体制

(個人情報保護法への取組み)

平成17年4月の法施行と同時に「個人情報保護規程」等の整備を行い、全役職員への研修を実施しました。

殊に、関係法令等および個人情報保護規程を踏まえ、個人情報の適切な保護と利用に関する考え方及び方針に関する宣言「個人情報保護宣言」を策定し、公表しています。

(預金者保護法への取組み)

昨今、ATMを利用した犯罪が跡を絶たず、金融機関には取引の安全性確保に向けた取組みが求められているところであります。

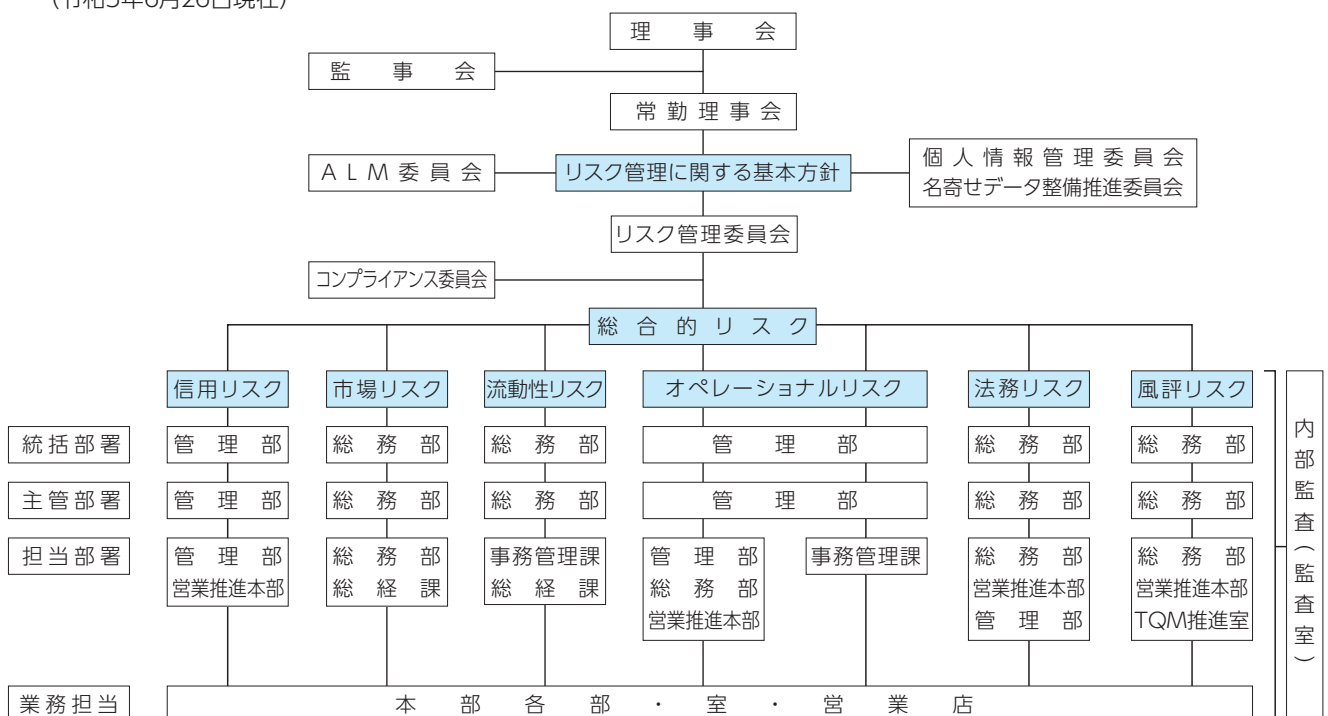
当組合では、預金者保護法施行と共に、キャッシュカードを発行していただいているお客様へ、類推されやすい暗証番号使用に注意を促す文章を発信するとともに、平成18年3月より、ATMによる出金取引限度額を1日50万円に設定し、法の趣旨に沿ったセキュリティの整備に努めております。また、平成23年8月から、より偽造されにくい、ICカードの発行も行っております。

(金融商品に係る勧誘方針)

当組合は「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正な確保を図ることとします。

- 1) 当組合は、お客様の資産運用目的、知識、経験および財産の状況に照らして、適正な情報の提供と商品の説明を行います。
- 2) 商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当組合は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該商品の重要事項について説明いたします。
- 3) 当組合は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
- 4) 当組合は、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。

〔江東信用組合リスク管理体制〕
(令和5年6月26日現在)



利益相反管理方針について

1. 「利益相反」とは当組合とお客様の間及び当組合のお客様相互間における利益の対立、競合等によりお客様の利益が不当に害される状況をいいます。利益相反は金融取引においては日常的に生じるものですが、当組合では利益相反の恐れのある取引としてお客様との間の契約上または信義則上の地位に基づく義務に反していないか等を考慮し、適切な特定を行います。
2. 対象取引の管理方法として下記に掲げる方法その他の措置を適宜選択し、あるいは組み合わせることで利益相反管理を行います。またこれらの管理を適切に行う為、研修・教育を実施し、役職員に周知徹底を図って参ります。
 - ①情報隔壁の設置による部門間の情報遮断
 - ②対象取引及び当該お客様との取引の一方または双方の条件または方法の変更
 - ③対象取引または当該お客様との取引の一方の中止
 - ④お客様への利益相反の開示とお客様の同意
 - ⑤その他お客様の保護を適正に確保する方法

融資の基本方針(クレジットポリシー)

当組合は「融資の基本方針」を制定し、公正・適正な業務運営を貫くとともに、自らの経営の健全性を確保し、お客様から十分な信頼を得られるよう取組んで参ります。

1. 地域への貢献

地域に本店を置く組合として、地元密着・地元重視の営業に徹し、相互扶助の精神に則り融資を通じて中小・小規模事業者の発展、地元住民のご家庭等の繁栄に貢献します。

2. 融資の対象

地元中小・小規模事業者、個人事業主、個人、地方公共団体等を対象とします。

3. コンプライアンス(法令等遵守)

地域金融機関としての公共的使命と倫理観を十分認識し、各種法令や業務上の諸規則を厳格に遵守するとともに、社会規範に則った健全かつ適切な業務運営に基づく融資を行います。

4. 公正・適正な融資慣行の確立

融資は、お客さまの財務状況分析、資金使途の適切性、返済計画の妥当性等お客さまの実態を把握し、担保・保証に過度に依存しない融資を行いません。また、事業にかかる融資に際しては、原則として経営者以外の第三者(個人)の連帯保証を求めないこととします。尚、当信用組合は、経営者保証に関するガイドライン研究会(平成25年12月5日公表)が公表した「経営者保証に関するガイドライン」(以下、「ガイドライン」という。)を自発的に尊重して取り組みます。今後、お客さまと保証契約を締結する場合、また、保証人のお客さまが本ガイドラインに則った保証債務の整理を申し立てられた場合は、本ガイド

ラインに基づき誠実に対応し、お客さまとの継続かつ良好な信頼関係の構築・強化に努めて参ります。

5. 説明責任

融資にあたっては、説明責任の重要性を認識し、ルールに基づきお客さま及び連帯保証人様にご理解いただける明確な説明を行います。

6. お客さまとの公正な関係

お客さまとは節度ある関係を保ち、優越的な地位を濫用した不公正な融資は行いません。

7. 自己責任

自己責任原則に基づくリスク管理は金融機関の基本であり、全ての融資に信用リスクが存在することの認識を持ち、自己責任において融資業務の健全性と適切性を確保します。

8. 与信ポートフォリオの安定化

信用リスク分散の観点から、特定のお客さまや特定の業種への過度な融資集中を防止、小口分散を基本とした安定的なポートフォリオの構築に努めます。

9. 適正な収益性の確保

信用リスク管理により資産の健全性の維持・向上を図り、適正な金利設定によりリスク量の範囲内における収益の安定・向上に努めます。

預貯金者保護法について

「預貯金者保護法」の概要

偽造・盗難キャッシュカードを使った被害が急増し、社会問題化する背景のもと、平成18年2月10日より「預貯金者保護法」(偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律)が施行されました。

預貯金者保護法の対象となるのは、銀行や信用金庫、信用組合、農協、漁協、労働金庫など、ほぼ全ての金融機関の預金(農協、漁協は貯金)です。

被害に遭われた場合は警察及び金融機関への被害届出が必要で、原則として届出から30日前までのATMでの引き出し被害が補償対象となります。

お 願 い

当組合では、平成25年4月に改正された「犯罪による収益の移転防止に関する法律」(犯罪収益移転防止法)に基づき、口座の開設、200万円を超える大口の現金取引、10万円を超える現金による振込等取引時確認が必要な特定取引の際に、本人確認に加え、取引目的、職業等の確認をさせていただきます。ご協力くださいますようお願い申し上げます。

苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

● 苦情処理措置

ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店または総務部にお申し出ください。

【江東信用組合 総務部】

受付日:月曜日～金曜日(祝日および組合の休業日は除く)

受付時間:午前9時～午後5時

電話:03-3631-8180

なお、苦情等対応手続については、別途リーフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当信用組合ホームページをご覧ください。

ホームページアドレス <https://www.koutou.shinkumi.jp/>

保険業務に関する苦情は下記機関でも受け付けております。

一般社団法人生命保険協会 生命保険相談所 (電話:03-3286-2648)

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター (電話:0570-022-808)

● 紛争解決措置

東京弁護士会 紛争解決センター(電話:03-3581-0031)

第一東京弁護士会 仲裁センター (電話:03-3595-8588)

第二東京弁護士会 仲裁センター (電話:03-3581-2249)

で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、左記 当組合総務部またはしんくみ相談所にお申し出ください。また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。なお、前記東京・第一東京・第二東京弁護士会の各仲裁センターは、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。

仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続きを進める方法もあります。

① 移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。

② 現地調停:東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当る。

※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。

【一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】

受付日:月曜日～金曜日(祝日および協会の休業日は除く)

受付時間:午前9時～午後5時

電話:03-3567-2456

令和4年度「江信協力会 支部研修会」開催一覧

※令和4年度は、新型コロナウイルス感染防止のため、支部研修会は開催致しませんでした。

江信協力会では、経営者の皆様のお役に立つよう、年1回支部研修会を開催しております。
なお、各支部では各種勉強会・イベントを予定しております。

支部研修会(令和元年度開催)

※令和4年度は、支部研修会は開催致しませんでしたので、令和元年度の開催を掲載しております。

時 期	支部名・会場	活 動 報 告	講 師
10月21日	本店・森下・豊洲 (6階会議室)	1.「最近の経済金融情勢」 2.「当組合の経営状況について」	網代会長 中村理事長
10月25日	上野 (総合宴会場オーラム)	1.「最近の経済金融情勢」 2.「当組合の経営状況について」	網代会長 中村理事長
10月29日	江戸川 (江戸川区グリーンパレス)	1.「最近の経済金融情勢」 2.「当組合の経営状況について」	網代会長 中村理事長
11月15日	綾瀬 (江戸一万余館)	1.「最近の経済金融情勢」 2.「当組合の経営状況について」	網代会長 中村理事長
11月18日	洲崎 (2階会議室)	1.「最近の経済金融情勢」 2.「当組合の経営状況について」	網代会長 中村理事長

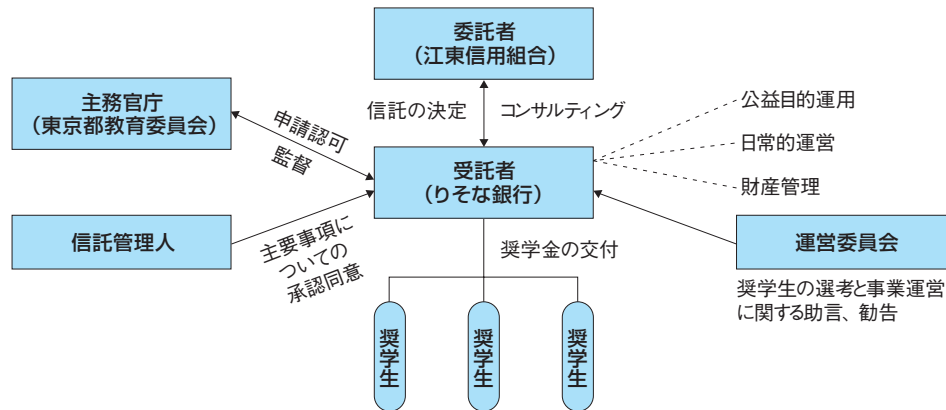
こうしん友の会の活動とふれあいの国内・海外旅行

1. 書道教室(月2回、第2、第4水曜日開催)
午後2時より、午後4時まで。
2. 年金友の会旅行会(年1回、日帰り旅行)
毎年9月に企画しております。今年度は日帰り旅行は行いません。
3. 国内旅行を実施しております。
毎年5月に企画しております。今年度は国内旅行は行っておりません。

江東信用組合奨学基金制度

当組合で行っている社会貢献活動の主なものは以下の通りです。公益信託「江東信用組合奨学基金」の設立により奨学金を支給しています。対象は東京都内の高等学校を卒業し、都内の大学に在学する学生で、勉学に意欲があり、経済的理由で援助を必要とする方です。希望者は学校を通じて受託者宛に直接、申込書を提出してください。

その仕組みは、



「しんくみの日」週間・9月≪献血運動≫

≪全国一斉に実施されている「しんくみの日」週間・9月≫

当組合では、地元6町会並びに江信協力会のご協力を得て、本店7階にて献血運動を実施しております。今年で19回目を迎えますが、「こうしん献血運動」は地域の皆様のご参加により社会貢献活動として定着化しております。本年もより多くの皆様のご協力をお願いいたします。

* 昨年は、33名の皆様にご協力をいただきました。

ありがとうございました。

【今年の開催日】

9月1日(金)を予定しておりますので、

ご協力をお願いいたします。



ボランティア募金による支援活動

江東区猿江(本店管内)のNPO法人「子育て支援おやこ」が運営する「乳幼児親子教室」(0歳から6歳)へ、2001年から継続している支援活動としてクリスマスプレゼントを持参しました。

就学前の子供に言葉を教え、社会性を育てる教室です。保護者会では小冊子「おやこ教室NEWS」を毎月発行して家族との交流を図っております。

貸借対照表の注記事項

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価額は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては事業年度末の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	7年～39年
その他	2年～33年
- 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は定額法により償却しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- 外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 貸倒引当金は、当組合が定める償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
 「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会・銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認められる額を引当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引当てております。全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、各営業店(営業関連部署)の協力の下に管理部(資産査定部署)が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当てを行っております。
- 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 役員賞与引当金は役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。
 なお、当組合は、複数事業主(信用組合等)により設立された企業年金制度(総合設立型企業年金基金)を採用しております。当該企業年金制度に関する事項は次のとおりです。
 - 制度全体の積立状況に関する事項(令和4年3月31日現在)

年金資産の額	225,436百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	221,592百万円
差引額	3,843百万円
 - 制度全体に占める当組合の掛金拠出割合(令和3年4月分～令和4年3月分)

	0.505%
--	--------
- 補足説明
 上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高12,394百万円及び繰越金(別途積立金)16,238百万円であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間10年の元利均等償却であり、当組合は当期の計算書類上、特別掛金21百万円を費用処理しております。
 なお、特別掛金の額はあらかじめ定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乘じて算定されるため、上記(2)の割合は当組合の実際の負担割合とは一致していません。

貸倒引当金

- 当事業年度に係る計算書類に計上した金額

貸倒引当金	85百万円
-------	-------
- 識別した項目に係る重要な会計上の見積りに内容に関する理解に資する情報
 - 算出方法

貸倒引当金の算出方法は、7.に記載しております。

 - 主要な仮定
 主要な仮定は「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。
 - 翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響
 個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

15. 会計方針の変更

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに代って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。これにより、この変更による計算書類への影響はありません。

- 有形固定資産の減価償却累計額 2,311百万円
- 協同組合による金融事業に関する法律及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払いの全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)に限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び払戻金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借契約によるものに限る。)であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	171百万円
危険債権額	2,605百万円
三月以上延滞債権額	一百万円
貸出条件緩和債権額	378百万円
合計額	3,155百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。なお、債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

- 貸借対照表に計上した有形固定資産のほか、事務機械等についてリース契約により使用しております。
- 手形割引により取得した商業手形、為替手形の額面金額は233百万円であります。
- 担保に提供している資産は、次のとおりであります。

担保提供している資産	預け金	1,000百万円
担保資産に対応する債務	借入金	一百万円

 上記のほか、公金取扱い、為替取引及び日本銀行歳入復代埋店取引のために預け金1,049百万円を担保として提供しております。

- 出資1口当たりの純資産額 2,065円82銭

22. 金融商品の状況に関する事項

- 金融商品に対する取組方針
 当組合は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。
- 金融商品の内容及びそのリスク
 当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。
- 金融商品に係るリスク管理体制
 ①信用リスクの管理
 当組合は、ローン事業管理規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応などや与信管理に関する体制を整備し運用しております。これらの与信管理は、各営業店のほか管理部により行われ、また、定期的に経営陣によるスク管理委員会や常勤理事会・理事会を開催し、審議・報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、管理部がチェックしております。有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総務部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
 ②市場リスクの管理
 (i)金利リスクの管理
 当組合は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。日常的には総務部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで理事会に報告しております。
 (ii)為替リスクの管理
 当組合は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しており、収益シミュレーションによる管理を行っております。
 (iii)価格変動リスクの管理
 有価証券を含む市場運用商品の保有については、ALM委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、余資運用基本方針に従い行われております。このうち、総務部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。総務部で保有している株式の多くは、長期保有目的で値上りによる収益向上運用で保有しているものであり、市場環境や財務内容などをモニタリングしております。これらの情報は総務部を通じ、理事会及びALM委員会において定期的に報告されております。
 (iv)市場リスクに係る定量的情報
 当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」及び「預金積金」であります。当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、保有期間1年、過去5年の観測期間で計測される99パーセンタイル値を用いた経済価値の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債をそれぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。なお、当事業年度末現在、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定した場合の99パーセンタイル値を用いた経済価値は685百万円減少するものと把握しております。当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮していません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。なお、金融商品のうち貸出金、預金積金、預け金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

23. 金融商品の時価等に関する事項

令和5年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預け金(*1)	26,553	26,578	24
(2) 有価証券	11,529	11,546	16
満期保有目的の債券	1,009	1,026	16
その他有価証券	10,519	10,519	—
(3) 貸出金(*1)	39,803		
貸倒引当金(*2)	△ 85		
	39,718	40,596	878
金融資産計	77,801	78,720	919
(1) 預金積金(*1)	75,192	75,190	△ 2
金融負債計	75,192	75,190	△ 2

(*1) 貸出金、預金積金、預け金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については25に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

① 6か月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、その貸借対照表の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額)。

② ①以外は、貸出金の種類ごとにキャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額を時価とみなしております。

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。定期預金の時価は、一定の金額帯および期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を無リスクの利率で割り引いた価額を時価とみなしております。

(注2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式(*1)	71
合 計	71

(*1) 非上場株式については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

区 分	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預け金	25,526	1,000	—	—
貸出金	5,784	5,087	9,573	19,357
合 計	31,310	6,087	9,573	19,357

(*1) 有価証券については28.参照。

(注4) その他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

区 分	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金積金	36,276	37,795	1,121	—
合 計	36,276	37,795	1,121	—

(*1) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

24. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

これらには、国債、社債、株式、その他有価証券が含まれております。以下28.まで同様であります。

(1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。

(2) 満期保有目的の債券

【時価が貸借対照表計上額を超えるもの】

	貸借対照表計上額	時価	差額
国債	400百万円	414百万円	13百万円
社債	209百万円	211百万円	1百万円
その他	200百万円	201百万円	1百万円
小計	809百万円	826百万円	17百万円

【時価が貸借対照表計上額を超えないもの】

	貸借対照表計上額	時価	差額
その他	200百万円	199百万円	△ 0百万円
小計	200百万円	199百万円	△ 0百万円
合 計	1,009百万円	1,026百万円	16百万円

(注) 1.時価は当事業年度末における市場価格等に基づいております。

2.満期保有有価証券の時価のあるものうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込があると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当事業年度における減損処理額はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、取得原価に対して時価の下落率が50%以上の銘柄は全て減損処理を実施致します。下落率が30%以上50%未満の銘柄については、過去の時価動向、発行会社の業績の推移等を検討し回復する見込があると認められないと判断される銘柄について減損処理を実施致します。

(3) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式はありません。

(4) その他有価証券

【貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの】

	貸借対照表計上額	取得原価	差額
株式	593百万円	409百万円	183百万円
債券	1,544百万円	1,499百万円	45百万円
国債	534百万円	499百万円	35百万円
社債	1,009百万円	1,000百万円	9百万円
その他	1,281百万円	1,151百万円	129百万円
小計	3,418百万円	3,060百万円	358百万円

【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】

	貸借対照表計上額	取得原価	差額
株式	79百万円	85百万円	△ 5百万円
債券	5,857百万円	6,000百万円	△ 142百万円
社債	5,857百万円	6,000百万円	△ 142百万円
その他	1,163百万円	1,268百万円	△ 105百万円
小計	7,100百万円	7,354百万円	△ 253百万円
合 計	10,519百万円	10,414百万円	104百万円

(注) 1.貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. その他有価証券の時価のあるものうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込があると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当事業年度における減損処理額は、株式16百万円でありました。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、取得原価に対して時価の下落率が50%以上の銘柄は全て減損処理を実施致します。下落率が30%以上50%未満の銘柄については、過去の時価動向、発行会社の業績の推移等を検討し回復する見込があると認められないと判断される銘柄について減損処理を実施致します。

25. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

26. 当事業年度中に売却したその他有価証券はありません。

27. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間毎の償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
債券	100百万円	3,000百万円	3,500百万円	1,509百万円
国債	—	400百万円	—	500百万円
社債	100百万円	2,600百万円	3,500百万円	1,009百万円
その他	—	—	—	400百万円
合 計	100百万円	3,000百万円	3,500百万円	1,909百万円

28. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。

これらの契約に係る融資未実行残高は、1,346百万円でありました。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)はありません。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額することができる旨の条件が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴収するほか、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

29. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度額超過額	10百万円
退職給付引当金損金算入限度額超過額	39
減価償却限度超過額	146
有価証券償却	29
繰越欠損金(注1)	133
減損損失	85
その他	48
繰延税金資産小計	480
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注1)	△ 133
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△ 346
評価性引当額小計	△ 480
繰延税金資産合計	—
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	22
その他	6
繰延税金負債合計	29
繰延税金負債の純額	29百万円

(注1) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期間別金額

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超	合 計
税務上の繰越欠損金(a)	6	51	30	16	29	133百万円
評価性引当額	6	51	30	16	29	133百万円
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

損益計算書

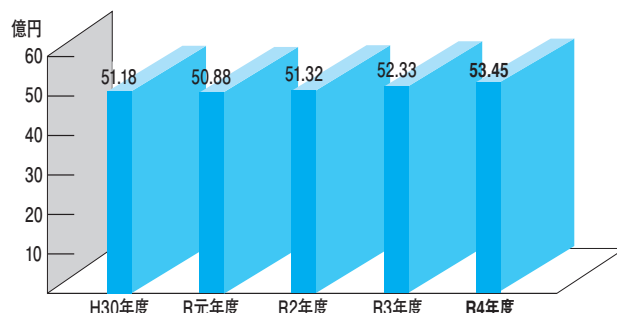
(単位:千円)

科 目	令和3年度	令和4年度
経常収益	1,121,137	1,149,234
資金運用収益	977,112	996,767
貸出金利息	724,099	734,163
預け金利息	32,628	30,181
買入手形利息	—	—
コールローン利息	—	—
買現先利息	—	—
債券貸借取引受入利息	—	—
有価証券利息配当金	192,183	199,074
金利スワップ受入利息	—	—
その他の受入利息	28,200	33,348
役務取引等収益	106,098	104,265
受入為替手数料	24,439	21,838
その他の役務収益	81,659	82,426
その他業務収益	10,733	46,614
外国為替売買益	—	—
商品有価証券売買益	—	—
国債等債券売却益	—	—
国債等債券償還益	—	—
金融派生商品収益	—	—
その他の業務収益	10,733	46,614
その他経常収益	27,192	1,586
貸倒引当金戻入益	22,904	—
償却債権取立益	1,731	633
株式等売却益	1,710	—
金銭の信託運用益	—	—
その他の経常収益	846	953
経常費用	1,022,806	1,013,165
資金調達費用	16,578	16,217
預金利息	15,093	14,860
給付補填備金繰入額	859	734
譲渡性預金利息	—	—
借入金利息	—	—
売渡手形利息	—	—
コールマネー利息	—	—
売現先利息	—	—
債券貸借取引支払利息	—	—
コマーシャル・ペーパー利息	—	—
金利スワップ支払利息	—	—
その他の支払利息	625	622
役務取引等費用	22,056	19,662
支払為替手数料	6,846	5,147
その他の役務費用	15,210	14,515
その他業務費用	1	85
外国為替売買損	—	—
商品有価証券売買損	—	—
国債等債券売却損	—	—
国債等債券償還損	—	—
国債等債券償却	—	—
金融派生商品費用	—	—
その他の業務費用	1	85
経費	942,086	935,059
人件費	552,074	552,202
物件費	338,117	335,071
税金	51,894	47,785
その他経常費用	42,083	42,139
貸倒引当金繰入額	—	20,441
貸出金償却	40,932	4,923
株式等売却損	—	—
株式等償却	—	16,315
金銭の信託運用損	—	—
その他資産償却	14	14
その他の経常費用	1,136	445
経常利益	98,331	136,069

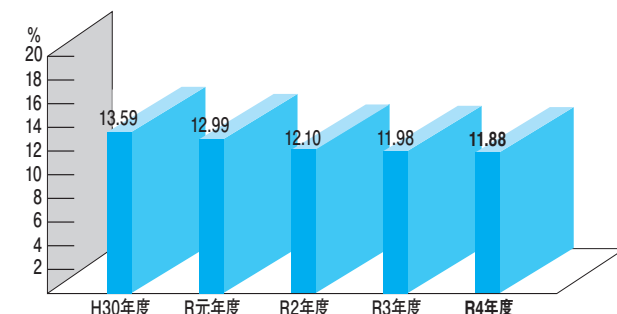
科 目	令和3年度	令和4年度
特別利益	—	—
固定資産処分益	—	—
負ののれん発生益	—	—
金融商品取引責任準備金取崩額	—	—
その他の特別利益	—	—
特別損失	225	0
固定資産処分損	225	0
減損損失	—	—
金融商品取引責任準備金繰入額	—	—
その他の特別損失	—	—
税引前当期純利益	98,105	136,069
法人税、住民税及び事業税	1,010	1,010
法人税等調整額	△ 3,324	△ 872
法人税等合計	△ 2,314	137
当期純利益	100,419	135,932
繰越金(当期首残高)	749,159	841,508
積立金取崩額	—	—
当期末処分剰余金	849,579	977,440

(注) 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。
 2. 出資1口当たりの当期純利益は、50円38銭であります。
 3. 収益を理解するための基礎となる情報は、貸借対照表の注記において、重要な会計方針とあわせて注記しております。

自己資本額の推移 (E)

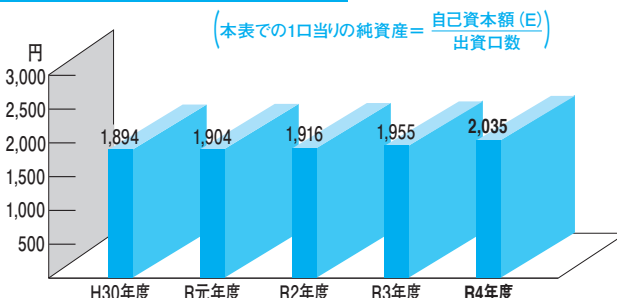


自己資本比率の推移



各期末の資産に対して、自己資本の充実の割合を示します。自己資本の内容は、出資金と毎決算期の利益から積立てる内部留保金などで、数値は大きいほど良いこととなります。

出資1口(100円)当り自己資本の推移



出資金1口(100円)当りの純資産を示し、数値は大きいほど内部留保が厚く、安全性・健全性が高いことを示します。

自己資本の構成に関する事項

(単位:千円、%)

項 目	令和3年度	令和4年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組員勘定又は会員勘定の額	5,211,142	5,334,259
うち、出資金及び資本剰余金の額	267,316	262,591
うち、利益剰余金の額	4,951,897	5,079,757
うち、外部流出予定額(△)	8,071	8,089
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	22,561	18,238
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	22,561	18,238
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	5,233,703	5,352,498
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。)の額の合計額	7,262	7,262
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額	7,262	7,262
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	7,262	7,262
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	5,226,440	5,345,235
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	41,709,022	42,943,930
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	1,886,731	2,024,182
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	43,595,753	44,968,113
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)/(ニ))	11.98%	11.88%

(注)自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第22号)」に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準を採用しております。

経理・経営内容

剰余金処分計算書

(単位:千円)

Table with 3 columns: 科目, 令和3年度, 令和4年度. Rows include 当期末処分剰余金, 積立金取崩額, 剰余金処分量, etc.

経費の内訳

(単位:千円)

Table with 4 columns: 項目, 令和3年度, 令和4年度. Rows include 人件費, 物件費, 税金, etc.

業務粗利益及び業務純益等

(単位:千円)

Table with 3 columns: 科目, 令和3年度, 令和4年度. Rows include 資金運用収益, 役員取引等収益, 業務粗利益, etc.

役員取引の状況

(単位:千円)

Table with 3 columns: 科目, 令和3年度, 令和4年度. Rows include 役員取引等収益, 役員取引等費用, etc.

(注)1.資金調達費用は、金銭の信託運用見合費用(3年度0円、4年度0円)を控除して表示しております。

- 2.業務粗利益率= 業務粗利益 / 資金運用勘定平均残高 × 100
3.業務純益=業務収益-(業務費用-金銭の信託運用見合費用)
4.実質業務純益=業務純益+一般貸倒引当金繰入額
5.コア業務純益=実質業務純益-国債等債券損益

独立監査人の監査報告書謄本

Independent Auditor's Report Copy. Includes title, date (令和5年3月29日), auditor names (河島啓大, 山村幸), and company information.

Independent Auditor's Report Copy. Contains detailed audit findings and conclusions regarding the company's financial statements.

監査報告書

Audit Report. Includes title, date (令和5年6月2日), auditor name (山崎秋秀), and detailed audit findings.

経理・経営内容

主要な経営指標の推移

(単位:千円)

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
経常収益	1,091,902	931,265	1,086,688	1,121,137	1,149,234
経常利益	59,262	△ 136,651	51,245	98,331	136,069
当期純利益	41,129	△ 25,770	51,629	100,419	135,932
預金積金残高	75,376,470	71,556,257	75,404,645	75,466,082	75,192,246
貸出金残高	33,122,912	33,679,057	37,824,663	38,765,066	39,803,378
有価証券残高	7,660,519	8,888,808	11,658,305	12,000,498	11,600,227
総資産額	81,389,232	77,096,482	82,282,442	82,392,930	81,163,495
純資産額	5,254,675	5,017,310	5,483,642	5,564,788	5,424,670
自己資本比率(単体)	13.59 %	12.99 %	12.10 %	11.98 %	11.88 %
出資総額	270,236	267,125	267,851	267,316	262,591
出資総口数	2,702,362 口	2,671,252 口	2,678,515 口	2,673,165 口	2,625,916 口
出資に対する配当金	8,198	8,166	8,058	8,071	8,089
職員数	91 人	90 人	87 人	88 人	87 人

(注)1.残高計数は期末日現在のものです。

2.「自己資本比率(単体)」は、平成18年金融庁告示第22号により算出しております。

資金運用勘定、調達勘定の平均残高等

科 目	年度	平均残高	利 息	利回り	
資金運用勘定	令和3年度	79,835 百万円	977,112 千円	1.22 %	
	令和4年度	78,908	996,767	1.26	
	うち貸出金	令和3年度	38,308	724,099	1.89
	令和4年度	38,569	734,163	1.90	
	うち預け金	令和3年度	29,459	32,628	0.11
	令和4年度	28,173	30,181	0.10	
	うち有価証券	令和3年度	11,415	192,183	1.68
	令和4年度	11,513	199,074	1.72	
	資金調達勘定	令和3年度	76,842	16,578	0.02
	令和4年度	75,821	16,217	0.02	
うち預金積金	令和3年度	76,003	15,953	0.02	
令和4年度	75,410	15,595	0.02		
うち譲渡性預金	令和3年度	—	—	—	
令和4年度	—	—	—		
うち借入金	令和3年度	700	△ 703	△ 0.10	
令和4年度	291	△ 352	△ 0.12		

(注)資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(3年度11百万円、4年度23百万円)を、資金調達勘定は金銭信託運用見合額の平均残高(3年度一百万円、4年度一百万円)及び利息(3年度一十千円、4年度一十千円)を、それぞれ控除して表示しております。

受取利息及び支払利息の増減

(単位:千円)

項 目	令和3年度	令和4年度
受取利息の増減	59,537	19,655
支払利息の増減	△ 399	△ 360

オフバランス取引の状況

該当事項なし

(注)日本政策金融公庫(中小企業事業)、日本政策金融公庫(国民生活事業)の代理貸付に対する債務保証を除き該当事項はありません。

総資産利益率

(単位:%)

区 分	令和3年度	令和4年度
総資産経常利益率	0.11	0.16
総資産当期純利益率	0.12	0.16

(注)総資産経常(当期純)利益率 = $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

総資金利鞘等

(単位:%)

区 分	令和3年度	令和4年度
資金運用利回 (a)	1.22	1.26
資金調達原価率 (b)	1.24	1.25
総資金利鞘 (a-b)	△ 0.02	0.01

先物取引の時価情報

該当事項なし

先物取引:取引所に上場された定型商品で、将来の一定期日における価格を現時点において売買する取引のこと。

預貸率及び預証率

(単位:%)

区 分	令和3年度	令和4年度	
預 貸 率	(期 末)	51.36	52.93
	(期中平均)	50.40	51.14
預 証 率	(期 末)	15.90	15.42
	(期中平均)	15.01	15.26

(注)1.預貸率 = $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金+譲渡性預金}} \times 100$

2.預証率 = $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金+譲渡性預金}} \times 100$

経理・経営内容

有価証券の時価等情報

売買目的有価証券

該当事項なし

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの

該当事項なし

満期保有目的の債券

(単位:百万円)

	種 類	令和3年度			令和4年度		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	400	422	21	400	414	13
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	220	224	3	209	211	1
	小 計	400	402	2	200	201	1
	小 計	1,020	1,048	28	809	826	17
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	200	199	△ 0
	小 計	—	—	—	200	199	△ 0
合 計	小 計	1,020	1,048	28	1,009	1,026	16

(注) 上記の「その他」は、外国証券です。

その他有価証券

(単位:百万円)

	種 類	令和3年度			令和4年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	503	351	151	593	409	183
	債 券	3,677	3,598	78	1,544	1,499	45
	国 債	553	498	54	534	499	35
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	3,124	3,100	24	1,009	1,000	9
	小 計	2,694	2,363	330	1,281	1,151	129
	小 計	6,876	6,314	561	3,418	3,060	358
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	128	159	△ 31	79	85	△ 5
	債 券	3,847	3,900	△ 52	5,857	6,000	△ 142
	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	3,847	3,900	△ 52	5,857	6,000	△ 142
	そ の 他	56	56	△ 0	1,163	1,268	△ 105
	小 計	4,032	4,116	△ 83	7,100	7,354	△ 253
合 計	小 計	10,908	10,431	477	10,519	10,414	104

(注) 1. 上記の「その他」は、投資信託及びその他証券です。

2. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

市場価格のない株式等及び組合出資金

(単位:百万円)

	令和3年度	令和4年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
子 会 社 ・ 子 法 人 等 株 式	—	—
関 連 法 人 等 株 式	—	—
非 上 場 株 式	71	71
全 信 組 連 出 資 金 等	651	651
組 合 出 資 金	—	—
そ の 他 証 券	—	—
合 計	722	722

金 銭 の 信 託

運用目的の金銭の信託

該当事項なし

満期保有目的の金銭の信託

該当事項なし

その他の金銭の信託

該当事項なし

経理・経営内容

その他業務収益の内訳

(単位:千円)

項目	令和3年度	令和4年度
外国為替売買益	—	—
商品有価証券売買益	—	—
国債等債券売却益	—	—
国債等債券償還益	—	—
金融派生商品収益	—	—
その他の業務収益	10,733	46,614
その他業務収益合計	10,733	46,614

信用組合の代理業者

該当事項なし

1店舗当りの預金及び貸出金残高

(単位:千円)

区分	令和3年度末	令和4年度末
1店舗当りの預金残高	9,433,260	9,399,030
1店舗当りの貸出金残高	4,845,633	4,975,422

(注) 預金残高には譲渡性預金を含んでおりません。

職員1人当りの預金及び貸出金残高

(単位:千円)

区分	令和3年度末	令和4年度末
職員1人当りの預金残高	857,569	864,278
職員1人当りの貸出金残高	440,512	457,510

(注) 預金残高には譲渡性預金を含んでおりません。

資金調達

預金種目別平均残高

(単位:千円、%)

種目	令和3年度		令和4年度	
	金額	構成比	金額	構成比
流動性預金	34,751,903	45.7	34,966,466	46.3
定期性預金	41,252,082	54.2	40,443,958	53.6
譲渡性預金	—	—	—	—
その他の預金	—	—	—	—
合計	76,003,986	100.0	75,410,425	100.0

預金者別預金残高

(単位:千円、%)

区分	令和3年度末		令和4年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
個人	57,321,671	75.9	55,912,772	74.3
法人	18,144,410	24.0	19,279,473	25.6
一般法人	17,517,569	(23.2)	18,351,891	(24.4)
金融機関	1,010	(0.0)	10	(0.0)
公金	625,831	(0.8)	927,572	(1.2)
合計	75,466,082	100.0	75,192,246	100.0

財形貯蓄残高

(単位:千円)

項目	令和3年度末	令和4年度末
財形貯蓄残高	35,846	37,796

定期預金種類別残高

(単位:千円)

区分	令和3年度末	令和4年度末
固定金利定期預金	37,433,142	36,462,719
変動金利定期預金	5,203	5,203
その他の定期預金	252,938	239,598
合計	37,691,284	36,707,521

資金運用

貸出金種類別平均残高

(単位:千円、%)

科目	令和3年度		令和4年度	
	金額	構成比	金額	構成比
手形貸付	3,576,500	9.3	3,436,890	8.9
証書貸付	33,591,710	87.6	34,061,391	88.3
当座貸越	865,880	2.2	787,010	2.0
割引手形	274,489	0.7	284,509	0.7
合計	38,308,580	100.0	38,569,801	100.0

有価証券種類別平均残高

(単位:千円、%)

区分	令和3年度		令和4年度	
	金額	構成比	金額	構成比
国債	899,481	7.8	899,370	7.8
地方債	—	—	—	—
短期社債	—	—	—	—
社債	7,136,369	62.5	7,210,000	62.6
株式	585,360	5.1	582,909	5.0
外国証券	400,000	3.5	400,000	3.4
その他の証券	2,393,798	20.9	2,420,727	21.0
合計	11,415,009	100.0	11,513,007	100.0

(注) 当組合は、商品有価証券を保有しておりません。

資金運用

有価証券種類別残存期間別残高

(単位:百万円)

区 分	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超	
					区 分
国 債	令和3年度末	—	400	—	500
	令和4年度末	—	400	—	500
地 方 債	令和3年度末	—	—	—	—
	令和4年度末	—	—	—	—
短 期 社 債	令和3年度末	—	—	—	—
	令和4年度末	—	—	—	—
社 債	令和3年度末	—	1,500	4,500	1,220
	令和4年度末	100	2,600	3,500	1,009
株 式	令和3年度末	—	—	—	—
	令和4年度末	—	—	—	—
外 国 証 券	令和3年度末	—	—	—	400
	令和4年度末	—	—	—	400
その他の証券	令和3年度末	—	—	—	—
	令和4年度末	—	—	—	—
合 計	令和3年度末	—	1,900	4,500	2,120
	令和4年度末	100	3,000	3,500	1,909

担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額

(単位:千円、%)

区 分	金 額	構成比	債務保証 見返額	
				区 分
当組合預金積金	令和3年度末	1,960,766	5.0	—
	令和4年度末	1,881,722	4.7	—
有 価 証 券	令和3年度末	—	—	—
	令和4年度末	—	—	—
動 産	令和3年度末	—	—	—
	令和4年度末	—	—	—
不 動 産	令和3年度末	12,866,585	33.1	—
	令和4年度末	13,974,734	35.1	—
そ の 他	令和3年度末	—	—	—
	令和4年度末	—	—	—
小 計	令和3年度末	14,827,351	38.2	—
	令和4年度末	15,856,457	39.8	—
信用保証協会・信用保険	令和3年度末	7,513,262	19.3	—
	令和4年度末	6,919,949	17.3	—
保 証	令和3年度末	1,690,569	4.3	4,417
	令和4年度末	1,480,608	3.7	3,099
信 用	令和3年度末	14,733,882	38.0	—
	令和4年度末	15,546,363	39.0	—
合 計	令和3年度末	38,765,066	100.0	4,417
	令和4年度末	39,803,378	100.0	3,099

貸出金利区分別残高

(単位:千円)

区 分	令和3年度末	令和4年度末
固定金利貸出	14,466,691	14,398,155
変動金利貸出	19,560,999	20,759,175
合 計	34,027,690	35,157,330

貸出金業種別残高・構成比

(単位:千円、%)

業 種 別	令和3年度		令和4年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
製 造 業	2,282,808	5.9	2,131,945	5.4
農 業、林 業	—	—	—	—
漁 業	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—
建 設 業	2,460,930	6.3	2,800,342	7.0
電気、ガス、熱供給、水道業	18,144	0.0	15,789	0.0
情 報 通 信 業	90,914	0.2	76,049	0.2
運 輸 業、郵 便 業	549,448	1.4	639,343	1.6
卸 売 業、小 売 業	7,257,119	18.7	6,700,497	16.8
金 融 業、保 険 業	6,903	0.0	4,995	0.0
不 動 産 業	12,569,381	32.4	13,756,556	34.6
物 品 賃 貸 業	30,845	0.1	31,103	0.1
学術研究、専門・技術サービス業	283,396	0.7	286,373	0.7
宿 泊 業	—	—	—	—
飲 食 業	1,476,261	3.8	1,241,888	3.1
生活関連サービス業、娯楽業	370,490	1.0	373,113	0.9
教育、学習支援業	50,239	0.1	54,683	0.1
医 療、福 祉	146,284	0.4	176,278	0.4
その他のサービス	1,069,645	2.8	1,184,283	3.0
そ の 他 の 産 業	64,921	0.2	58,393	0.1
小 計	28,727,732	74.1	29,531,635	74.2
国・地方公共団体等	—	—	—	—
個人(住宅・消費・納税資金等)	10,037,333	25.9	10,271,743	25.8
合 計	38,765,066	100.0	39,803,378	100.0

(注)業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

消費者ローン・住宅ローン残高

(単位:千円、%)

区 分	令和3年度末		令和4年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
消 費 者 ロ ー ン	205,004	4.3	220,481	4.9
住 宅 ロ ー ン	4,542,703	95.6	4,276,801	95.0
合 計	4,747,707	100.0	4,497,282	100.0

貸倒引当金の内訳

(単位:千円)

項 目	令和3年度		令和4年度	
	期末残高	増減額	期末残高	増減額
一般貸倒引当金	22,561	1,641	18,238	△ 4,322
個別貸倒引当金	52,775	△ 74,099	67,074	14,299
貸倒引当金合計	75,336	△ 72,458	85,312	9,976

(注)当組合は、特定海外債権を保有しておりませんので「特定海外債権引当勘定」に係る引当は行っておりません。

貸出金使途別残高

(単位:千円、%)

区 分	令和3年度末		令和4年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
運 転 資 金	19,509,408	50.3	20,247,321	50.8
設 備 資 金	19,255,657	49.6	19,556,057	49.1
合 計	38,765,066	100.0	39,803,378	100.0

貸出金償却額

(単位:千円)

項 目	令和3年度	令和4年度
貸 出 金 償 却 額	40,932	4,923

経営内容

協法開示債権(リスク管理債権)及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位:千円、%)

区 分		残高 (A)	担保・保証額 (B)	貸倒引当金 (C)	保全率 (B+C)/(A)	引当率 (C)/(A-B)	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和3年度	258,582	212,128	46,454	100.00	100.00	
	令和4年度	171,862	138,874	32,988	100.00	100.00	
危険債権	令和3年度	529,781	427,059	6,321	81.80	6.15	
	令和4年度	2,605,496	1,943,755	34,086	75.91	5.15	
要管理債権	令和3年度	385,973	331,979	4,076	87.07	7.55	
	令和4年度	378,426	353,803	4,504	94.68	18.29	
	三月以上延滞債権	令和3年度	—	—	—	—	—
		令和4年度	—	—	—	—	—
	貸出条件緩和債権	令和3年度	385,973	331,979	4,076	87.07	7.55
		令和4年度	378,426	353,803	4,504	94.68	18.29
小計	令和3年度	1,174,336	971,166	56,851	87.54	27.98	
	令和4年度	3,155,784	2,436,432	71,578	79.47	9.95	
正常債権	令和3年度	37,641,318					
	令和4年度	36,691,459					
合計	令和3年度	38,815,654					
	令和4年度	39,847,243					

- (注) 1.「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
- 2.「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(1に掲げるものを除く。)です。
- 3.「要管理債権」とは、「三月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金です。
- 4.「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金(1及び2に掲げるものを除く。)です。
- 5.「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(1,2及び4に掲げるものを除く。)です。
- 6.「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権(1,2及び3に掲げるものを除く。)です。
- 7.「担保・保証額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
- 8.「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
- 9.「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)です。
- 10.金額は決算後(償却後)の計数です。

リスク管理体制

— 定 性 的 事 項 —

●信用リスクに関する事項

リスクの説明	貸出金の回収リスク、保有有価証券の資産価値減少リスクなど、信用供与先の財務状況等の悪化により、資産の価値が減少または消失し金融機関が損失を被るリスク。
管理体制	当組合ではリスク管理に対する経営方針に基づき、「リスク管理委員会」(月例開催)を設置し、自己責任原則のもと信用リスク管理等のリスク管理方針及び管理ルールの明文化等による水平展開を実施し、管理体制の確立を図っております。
評価・計測	当組合の「自己査定基準」に基づき、決算期及び仮決算期に貸出資産等の自己査定を実施し、貸出金の回収リスク・毀損度合い等を査定し厳正な評価を行なっております。
<p>■貸倒引当金の計算基準</p> <p>当組合の「償却・引当基準」に基づき、回収の危険性または価値の毀損の度合いに応じて分類した貸出資産等に対し、債務者区分ごとに貸倒実績率を算出し貸倒引当金を計上しております。</p>	
<p>■リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称</p> <p>S&P(スタンダード&プアーズ) Moody's(ムーディーズ・ジャパン) R&I(格付投資情報センター) JCR(日本格付研究所)</p>	
<p>■エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称</p> <p>S&P(スタンダード&プアーズ) Moody's(ムーディーズ・ジャパン) R&I(格付投資情報センター) JCR(日本格付研究所)</p>	
<p>■信用リスク削減手法に関するリスク管理方針及び手続の概要</p> <p>貸出資産等の健全性を維持するために、企業の財務体質等を慎重に検討した「信用格付制度」を採用し、また、融資先が特定顧客・業種に偏ることのないよう、客観的な総合審査、および公正な担保評価による保全管理・融資実行後のメンテナンスを行い、相互牽制機能を持たせた厳正な審査体制の確立を図っております。</p> <p>また、自己責任原則のもと資産査定部門で資産の自己査定を実施し、貸出資産等について厳正な査定を行い、「償却・引当基準」に基づき適正な償却・引当を行い健全性の確保に努めております。</p>	
<p>■派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要</p> <p>該当事項なし</p>	

●証券化エクスポージャーに関する事項

該当事項なし

●オペレーショナル・リスクに関する事項

リスクの説明	コンピューターシステム障害等の発生によるシステム上のリスクや各種システムの不正使用等を行ったことにより損失を被るリスク。更には、正確性を欠いた事務処理、又は故意による事故等により損失を被るリスク。
管理体制	日常業務の運営上、極力回避すべきリスクであり、組織体制・管理方法を整備するとともに、定期的な検証を実施することでリスクの顕在化の未然防止と発生時の影響度の極小化を図っております。また、「リスク管理委員会」(月例開催)を主体として、オペレーショナル・リスク管理状況や対応策を協議することで管理体制の構築を図っております。
評価・計測	監査部門による定期的な内部監査等を実施し、内部規程やマニュアルの遵守状況の検証及びQCサークル活動や研修体制の強化などに取組み、事務品質の向上に努めております。
<p>■オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当組合は基礎的手法を採用しております。 ・〔基礎的手法〕金融機関全体の業務粗利益(過去3年の平均、債権5勘定を除く)に一定の掛け目(15%)を乗じた額をオペレーショナル・リスク相当額(所要自己資本額)とする方法。 	

●出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要に関する事項

該当事項なし

●金利リスクに関する事項

リスクの説明	金利リスクは、当組合の保有する資産・負債のうち、市場金利の変動によって影響を受けるもの(例えば、貸出金、有価証券、預金等)が、金利ショックにより発生するリスク量を見るものです。
管理体制	当組合は、SKC(信組情報サービス(株))のALMシステムを採用し、定期的に計測しALM委員会にて評価判定し、理事会に報告しております。
評価・計測	ALMシステムを用いて定期的に評価・計測を行い、金利リスクの最適化に対応するリスク・コントロールを実施しております。

■内部管理上使用した金利リスクの算定手法の概要

計測方法: 再評価法により算出しています。パーレートイールドで現在価値を計算後、当該グリッドに金利ショック幅を加減算したイールドカーブで現在価値を再計算し、差分を計上しています。

1年以下はOISレート、1年超は円金利スワップレートを採用しています。

金利ショック幅は、開示公告に適用された値をそのまま使用しています。

追従率は100%としています。

預金・貸出金科目については一律ゼロフロア無し(マイナス金利の場合そのまま計算)としています。

シナリオ毎にショックを与えて、損失が出る場合の最も大きな損失をΔEVEとして報告しております。

計測対象通貨: 日本円(JPY)が対象。他通貨の取扱いはありません。

計測対象商品: 資産計測対象商品は、貸出金(割引手形・手形貸付・証券貸付・当座貸越)、有価証券(国債・地方債・事業債・公社団債・株式・外国証券 他)、預け金(全信組連・商工中金 他)及び全信組連出資金を対象としております。

負債計測対象商品は、預金積金(当座預金・普通預金・貯蓄預金・通知預金・別段預金・納税準備預金・定期預金・定期積金)を対象としております。

オフバランス・ポジション対象商品ははありません。

コア預金科目: 普通預金(決済性を除く)、貯蓄預金、通知預金、納税準備預金を対象にしております。

滞留は基準日残高の50%としております。

計測は保守的な前提を採用しております。

定期預金の早期解約: 定期預金を対象科目としております。

解約率は、開示公告に従い、34%として設定。

計測は保守的な前提を採用しております。

固定金利貸出の期限前返済: 証券貸付の内、固定金利のものを対象としております。

期限前返済率は、開示公告に従い、3%を設定。

計測は保守的な前提を採用しております。

リスク計測頻度: 3か月毎

リスク管理体制(資料編)

— 定量的事項 —

- ・自己資本の構成に関する開示事項…自己資本の構成に関する事項P.14をご参照ください
- ・自己資本の充実度に関する事項
- ・信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)
- ・信用リスク削減手法に関する事項
- ・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項…該当事項なし
- ・証券化エクスポージャーに関する事項…該当事項なし
- ・出資等エクスポージャーに関する事項
- ・リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項…該当事項なし
- ・金利リスクに関する事項

●自己資本の充実度に関する事項

(単位:千円)

	令和3年度		令和4年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ.信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	41,709,022	1,668,360	42,943,930	1,717,757
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	41,709,022	1,668,360	42,943,930	1,717,757
(i) ソブリン向け	—	—	—	—
(ii) 金融機関向け	5,807,858	232,314	5,460,778	218,431
(iii) 法人等向け	9,288,779	371,551	10,682,252	427,290
(iv) 中小企業等・個人向け	2,360,292	94,411	2,045,326	81,813
(v) 抵当権付住宅ローン	1,331,057	53,242	1,292,861	51,714
(vi) 不動産取得等事業向け	15,974,954	638,998	16,576,528	663,061
(vii) 三月以上延滞等	109,702	4,388	116,290	4,651
(viii) 出資等	729,818	29,192	774,067	30,962
出資等のエクスポージャー	729,818	29,192	774,067	30,962
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
(ix) 他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	845,283	33,811	827,464	33,098
(x) 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
(xi) その他	6,106,557	244,262	5,995,825	239,833
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—
ルック・スルー方式	—	—	—	—
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式 (250%)	—	—	—	—
蓋然性方式 (400%)	—	—	—	—
フォールバック方式 (1,250%)	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥ CVA リスク相当額を8%で除して得た額	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ.オペレーショナル・リスク	1,886,731	75,469	2,024,182	80,967
ハ.単体総所要自己資本額 (イ+ロ)	43,595,753	1,743,830	44,968,113	1,798,724

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセットの額×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。

3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公営企業等金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、信用保証協会等のことです。

4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが50~150%になったエクスポージャーのことです。

5. 「その他」とは、(i)~(x)に区分されないエクスポージャーです。

6. オペレーショナル・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しています。

$$\frac{\text{〈オペレーショナル・リスク(基礎的手法)の算定方法〉}}{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\% \div 8\%}$$

7. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

経営内容

信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

●信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高(業種別・残存期間別)

(単位:千円)

業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高									
	貸出金、コミットメント 及びその他のデリバ ティブ以外のオフ・バ ランス取引		債 券		デリバティブ取引		三月以上延滞 エクスポージャー			
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
製 造 業	5,108,349	4,931,148	—	—	2,611,920	2,598,418	—	—	4,732	4,387
農 業、林 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	115,110	112,351	—	—	99,250	97,550	—	—	—	—
建 設 業	2,661,205	2,994,904	—	—	108,682	108,487	—	—	1,758	6,458
電気、ガス、熱供給、水道業	1,585,016	1,554,942	—	—	1,538,752	1,512,953	—	—	—	—
情 報 通 信 業	240,236	228,366	—	—	149,322	152,317	—	—	—	—
運 輸 業、郵 便 業	1,105,184	1,182,343	—	—	479,670	470,120	—	—	50,176	47,842
卸 売 業、小 売 業	8,730,216	8,171,178	—	—	1,305,121	1,317,331	—	—	16,578	17,617
金 融 業、保 険 業	506,608	510,122	—	—	499,705	505,127	—	—	—	—
不 動 産 業	16,739,480	17,481,990	—	—	3,727,831	3,397,171	—	—	—	—
物 品 賃 貸 業	30,845	31,103	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	284,324	287,425	—	—	—	—	—	—	4,640	4,640
宿 泊 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
飲 食 業	1,664,895	1,408,353	645	582	—	—	—	—	1,334	3,297
生活関連サービス業、娯楽業	392,788	395,917	—	—	—	—	—	—	—	—
教育、学習支援業	50,239	54,683	—	—	—	—	—	—	—	—
医 療、福 祉	247,264	271,928	—	—	100,980	95,650	—	—	—	—
そ の 他 の サ ー ビ ス	1,200,969	1,335,211	13	—	1	1	—	—	—	—
そ の 他 の 産 業	135,392	120,451	—	—	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等	1,379,262	1,345,099	—	—	1,379,262	1,345,099	—	—	—	—
個 人	8,638,760	9,029,946	3,758	2,517	—	—	—	—	21,029	9,295
そ の 他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
業 種 別 合 計	50,816,151	51,447,471	4,417	3,099	12,000,498	11,600,227	—	—	100,249	93,539
1 年 以 下	2,446,084	2,500,143	520	37	—	99,999	—	—	—	—
1 年 超 3 年 以 下	3,522,034	4,323,272	544	634	500,476	1,409,205	—	—	—	—
3 年 超 5 年 以 下	2,718,960	2,534,336	758	455	1,711,487	1,591,460	—	—	—	—
5 年 超 7 年 以 下	4,779,630	4,460,848	516	226	1,995,080	1,872,960	—	—	—	—
7 年 超 10 年 以 下	7,072,275	6,393,158	1,447	1,322	2,186,920	1,556,310	—	—	—	—
10 年 以 上	25,957,851	27,217,656	630	423	2,152,865	1,881,914	—	—	—	—
期 間 の 定 め の な い も の	4,319,317	4,018,057	—	—	3,453,670	3,188,378	—	—	—	—
残 存 期 間 別 合 計	50,816,151	51,447,471	4,417	3,099	12,000,498	11,600,227	—	—	—	—

(注)1.「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。
 2.「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している者に係るエクスポージャーのことです。
 3.当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
 4.業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。
 5.CV Aリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
 6.記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

●一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

当組合では、自己資本比率算定にあたり、投資損失引当金・偶発損失引当金を一般貸倒引当金あるいは個別貸倒引当金と同様のものとして取扱っておりますが、P.19の「一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額」及び下記の「業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等」には当該引当金の金額は含めておりません。

●業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位:千円)

業 種 別	個別貸倒引当金								貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額		期末残高		令和3年度	令和4年度
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
製 造 業	13,511	5,317	534	2,652	8,728	777	5,317	7,192	7,998	—
農 業、林 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業	2,088	3,287	1,402	7,569	203	1,680	3,287	9,175	—	—
電気、ガス、熱供給、水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情 報 通 信 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運 輸 業、郵 便 業	—	—	—	7,544	—	—	—	7,544	—	—
卸 売 業、小 売 業	20,295	4,701	235	7,575	15,829	500	4,701	11,775	18,502	4,923
金 融 業、保 険 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不 動 産 業	1,973	213	—	5,176	1,760	60	213	5,329	1,700	—
物 品 賃 貸 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宿 泊 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
飲 食 業	18,572	12,987	4	229	5,589	140	12,987	13,077	19,344	—
生活関連サービス業、娯楽業	—	—	—	—	—	—	—	—	5,010	—
教育、学習支援業	3,260	—	—	—	3,260	—	—	—	3,260	—
医 療、福 祉	—	4,831	4,831	—	—	2,810	4,831	2,020	—	—
そ の 他 の サ ー ビ ス	6,989	4,808	61	—	2,242	37	4,808	4,770	14,672	—
そ の 他 の 産 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人	60,186	16,631	188	2,683	43,743	13,126	16,631	6,187	20,000	10,464
合 計	126,874	52,775	7,255	33,432	81,354	19,133	52,775	67,074	90,486	15,387

(注)1.当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
 2.業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

経営内容

●リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:千円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャーの額			
	令和3年度		令和4年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	—	2,418,673	—	1,531,935
10%	—	7,044,419	—	6,489,956
20%	502,040	28,294,636	597,830	26,565,334
35%	—	3,949,008	—	3,831,228
50%	5,983,626	26,821	5,799,269	15,005
75%	—	3,866,242	—	3,374,474
100%	3,305,751	26,606,279	2,983,961	29,054,983
150%	—	73,427	—	78,533
250%	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合 計	9,791,417	72,279,509	9,381,060	70,941,451

(注)1.格付は、適格格付機関が付与しているものに限ります。
 2.エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
 3.コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

信用リスク削減手法に関する事項

●信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:千円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
		令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー		2,626,918	2,535,665	—	—	—	—

(注)1.当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。
 2.上記「保証」には、告示(平成18年金融庁告示第22号)第45条(信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー)、第46条(株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポージャー)を含みません。

出資等エクスポージャーに関する事項

●貸借対照表計上額及び時価

(単位:百万円)

区 分	令和3年度		令和4年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上場株式等	3,355	3,355	3,087	3,087
非上場株式等	722	722	722	722
合 計	4,078	4,078	3,809	3,809

●出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	令和3年度	令和4年度
売却益	1	—
売却損	—	—
償却	—	16

(注)損益計算書における損益の額を記載しております。

●貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	令和3年度	令和4年度
評価損益	437	185

●貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

該当事項なし

金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

IRRBB1:金利リスク		イ		ロ		ハ		ニ	
項番		△EVE		△NII					
		当期末	前期末	当期末	前期末				
1	上方パラレルシフト	811	871	0	0				
2	下方パラレルシフト	0	0	84	57				
3	スティープ化	585	641						
4	フラット化	—	—						
5	短期金利上昇	—	—						
6	短期金利低下	—	—						
7	最大値	811	871	84	57				
		ホ		へ					
		当期末		前期末					
8	自己資本の額	5,345		5,226					

(注)金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

国際業務

外国為替取扱高

(単位:千ドル)

区 分	令和3年度	令和4年度
買 易	—	—
輸 出	—	—
輸 入	—	—
買 易 外	—	—
合 計	—	—

外貨建資産残高

該当事項なし

証券業務

公共債引受額

該当事項なし

公共債窓販実績

(単位:千円)

項 目	令和3年度	令和4年度
国債・その他公共債	14,200	24,200

経営内容

役員等の報酬体系

■対象役員

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

1. 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当組合の理事会において決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

2. 役員に対する報酬

(単位:千円)

区 分	当期中の報酬支払額	総会等で定められた報酬限度額
理 事	32,350	35,000
監 事	5,822	8,000
合 計	38,172	43,000

- (注) 1. 上記は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式第4号「附属明細書」における役員に対する報酬です。
2. 支払人数は、理事7名、監事2名です。
3. 使用人兼務理事4名の使用人分の報酬は、16,274千円です。
4. 上記以外に支払った役員賞与金は理事10,778千円、監事720千円です。

3. その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第23号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

■対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の非常勤役員、当組合の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和4年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含まれております。

2. 「同等額」は、令和4年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

3. 当組合の職員の給与、賞与及び退職金は当組合における「給与規程」及び「退職金規程」に基づき支払っております。

なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系を取り入れた自社の利益を上げることや株価を上げること動機づけされた報酬となっていないため、職員が過度なリスクを引起こす報酬体系はありません。

その他業務

当組合のあゆみ(沿革)

- 昭和28年8月29日/江東区、墨田区、江戸川区を営業地区とする地域信用組合として設立認可
- 昭和28年11月2日/江東区住吉2丁目10番地で営業開始
- 昭和35年8月8日/新店を江東区住吉2丁目8番に新築
- 昭和36年5月27日/洲崎支店開設認可、同月営業開始
- 昭和36年10月2日/商工組合中央金庫代理店認可
- 昭和39年2月1日/中小企業金融公庫代理店認可
- 昭和43年3月1日/国民金融公庫代理店認可
- 昭和44年6月11日/葛飾区、中央区、地区拡張認可
- 昭和44年12月15日/江戸川支店開設認可、同月営業開始
- 昭和54年6月1日/台東区、荒川区、足立区、地区拡張認可
- 昭和59年10月22日/全信組共同電算センター加入、オンラインシステム開始
- 昭和60年9月16日/全店に現金自動預金支払機(ATM)導入
- 昭和63年4月18日/江東区住吉2丁目6番8号に本店新築
- 平成3年12月16日/ATMコーナー無人化設備完了
MICS(全業態相互間)の日曜稼働スタート
- 平成5年1月18日/江東信用組合奨学基金が東京都教育委員会の認定を受け発足
- 平成6年10月3日/本店日本銀行歳入復代理店の許諾
- 平成7年10月2日/洲崎支店日本銀行歳入復代理店の許諾
- 平成8年6月30日/国債窓販業務認可、7月より営業開始
- 平成8年10月14日/江戸川支店日本銀行歳入復代理店の許諾
- 平成9年5月26日/洲崎支店を新築落成
- 平成10年10月23日/全国信用組合中央協会より優良組合表彰をうける。
- 平成11年9月24日/事業譲り受けの認可及び定款変更の認可を受け、営業地区を東京都特別区一円とし、事業所を上野、秋葉原、綾瀬、森下、柴又の5店舗を追加。
- 平成11年10月25日/旧東京東和信用組合の事業を譲り受ける。

- 平成12年11月14日/東京都の中小企業への融資促進の功績に対して東京都より表彰をうける。
- 平成13年12月27日/信用組合経営安定支援制度に加盟する。
- 平成14年8月12日/旧暁信用組合の事業を譲り受け、築地支店とする。
- 平成15年1月10日/上野支店と秋葉原支店統廃合の為秋葉原支店を廃店とする。
- 平成15年1月14日/上野支店建替の為旧秋葉原支店を仮店舗として、上野支店を移転する。
- 平成15年4月22日/上野支店浅草橋出張所(有人)を開設
- 平成15年7月24日/創立50周年記念式典など記念観劇会を明治座屋夜貸切にて挙行
- 平成16年9月1日/本店砂町出張所(有人)を開設
- 平成16年10月12日/上野支店新築落成開店
/上野支店秋葉原出張所(有人)開設
- 平成18年4月17日/森下支店建替の為、仮店舗を本店内に移転する
- 平成19年11月26日/森下支店新装開店
- 平成20年10月15日/創立55周年観劇会(明治座)
- 平成21年3月27日/上野支店浅草橋出張所(上野支店へ統合)
- 平成22年7月30日/上野支店秋葉原出張所(上野支店へ統合)
- 平成24年6月6日/東京都産業技術研究センターと業務連携に関する協定を締結
- 平成25年4月26日/経営革新等支援機関として認定をうける。
- 平成25年9月24日/創立60周年記念式典など記念観劇会(明治座)江東区社会福祉協議会へ寄付金贈呈する。
- 平成26年9月1日/柴又支店新装開店
- 平成30年10月11日/築地市場移転に伴い、築地支店を豊洲市場へ移転し、支店名を豊洲支店とする
- 令和元年7月29日/柴又支店(綾瀬支店へ統合)
- 令和元年12月9日/江戸川支店新装開店

代理貸付残高の内訳

(単位:千円)

区分	令和3年度末	令和4年度末
全国信用協同組合連合会	400	—
株式会社商工組合中央金庫	—	—
株式会社日本政策金融公庫	4,017	3,099
独立行政法人 住宅金融支援機構	—	—
独立行政法人 勤労者退職金共済機構	—	—
独立行政法人 福祉医療機構	—	—
その他	—	—
合計	4,417	3,099

内国為替取扱実績

(単位:件、百万円)

区分		令和3年度末		令和4年度末	
		件数	金額	件数	金額
送金・振込	他の金融機関向け	48,568	37,435	52,824	43,336
	他の金融機関から	63,997	41,485	65,492	48,303
代金取立	他の金融機関向け	23	27	12	6
	他の金融機関から	193	165	93	82

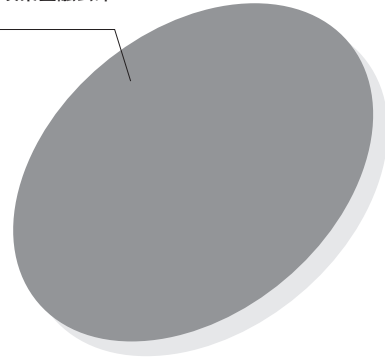
当組合の関連会社

(令和5年3月末現在)

該当事項なし

令和4年度末公庫・事業団等別貸出残高構成比

株式会社日本政策金融公庫
100.0%



財務諸表の適正性及び内部監査の有効性

財務諸表の適正性及び内部監査の有効性

私は当組合の令和4年4月1日から令和5年3月31日までの第70期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

令和5年6月26日

江東信用組合

理事長 中村 博保

その他業務

手数料一覧

(令和5年6月26日現在)

預金関係				
項目		数量等	金額	
1	口座振替委託事務		無料	
2	小切手帳		50枚1組	880円
			バラ発行1枚	110円
3	約束手形		50枚1組	880円
			バラ発行1枚	110円
4	マル専約束手形		1枚当り	550円
5	為替手形		取扱いなし	
6	自己宛小切手		1枚当り	550円
7	通帳・カード再発行		通帳	1,100円
			カード	1,100円
8	残高証明書	当組合所定書式	1通当り	550円
		所定外書式		1,100円
9	取引履歴発行手数料	5年以内	1通当り	無料
		5年超		
10	CDカード発行		1枚当り	無料
11	ローンカード発行(発行時)		1枚当り	1,100円
12	ICカード発行(新規・切替)		1枚当り	1,100円
13	出資証券(名義書替による新証券発行及び複数証券の一本化)			550円
14	保護預り手数料		1封緘	550円
15	入金小切手に係る「依頼返却」		1件当り	660円
16	貸金庫利用手数料	本店	大 H19 ×W23.5 ×D48	24,200円
			中 H9 ×W23.5 ×D48	13,200円
			小 H6 ×W23.5 ×D48	11,000円
		洲崎支店 上野支店	A H6/8 ×W26 ×D45	13,200円
			B H8/10 ×W26 ×D45	15,400円
		江戸川支店	A H6.5 ×W26 ×D45	13,200円
			B H10.2 ×W26 ×D45	15,400円
		綾瀬支店	3種 H15.2 ×W29.3 ×D58.1	39,600円
			2種 H12.7 ×W29.3 ×D58.1	26,400円
			1種 H7.6 ×W29.3 ×D58.1	13,200円
豊洲支店	大 H10.5 ×W22.8 ×D35	9,240円		
	小 H3.7 ×W22.8 ×D35	6,600円		
17	夜間金庫利用手数料		年額	22,000円
18	株式払込手数料(消費税別途徴収)		払込金額の3/1,000	
19	公金関係振込		地方税など	330円
20	貸金庫鍵紛失の場合の徴収費用(消費税別途徴収)		1個につき	実費

融資関係				
項目		数量等	金額	
1	住宅ローン	一部繰上げ返済	期間短縮	5,500円
			金額減額	
		期日前完済	1件につき	
		事務取扱手数料	23区内	無料
			23区外	
2	融資	一部繰上返済手数料	3年以内	55,000円
			5年以内	33,000円
			5年超	22,000円
		全額繰上返済手数料(不動産売却による返済を除く)	3年以内	債務残高×2.0%
			5年以内	債務残高×1.5%
			5年超	債務残高×1.0%
3	貸付条件の変更(保証付きを含む)	固定金利→変動金利	1件につき	5,500円
		約定日・返済方法・期限		
		返済予定表再発行手数料		550円
4	不動産再調査手数料(但し、担保の増額・追加時(尚、特殊物件は別途実費))	23区内	1件につき	16,500円
		23区外		27,500円
5	不動産担保取扱手数料	新規設定(譲受を含む)		55,000円
		2物件目以降	1件につき	11,000円
		変更(追加・極度額・債務者・譲渡)	1件につき	
		抹消(全部・一部)	1件につき	1,100円
		抹消立会い	都内	11,000円
			都外	22,000円
6	証明書の発行	支払利息証明書	1枚当り	550円
7	確定日付料		1件当り	1,100円
8	取引約定書用紙代		1件当り	110円
9	手形用紙代		1枚当り	110円

両替手数料*2			
項目	数量	金額	
1	窓口扱い	1~50枚	110円
		51~500枚	550円
		501枚以上	500枚ごとで加算 550円
①両替の「数量」は、ご持参された枚数とお持帰りになる枚数とのいずれか多い方と致します。 ②窓口での預金口座への硬貨入金および金種指定の払戻しは、両替と同様の手数料と致します。ただし、50枚以下は無料と致します。			
2	両替機扱い	カード利用料	月額 2,200円
		カード発行料	1,100円

*2 両替機ご利用による一日当たりの枚数制限は、ご利用店舗の窓口にお問い合わせ下さい。

為替関係*1					
項目	数量等		金額		
			ATM		窓口
			組合外	組合員	
1	他行あて	電信 文書	5万円以上 5万円未満 5万円以上 5万円未満	1件当り	605円 385円 605円 825円 605円
					385円 165円 385円 605円 385円
					— — — 605円 385円
					— — — 385円 165円
本支店間					無料
2	給与振込		(仕向)取引先により異なる		55~825円
3	手形の取立手数料		1通につき	770円	
4	その他	振込の組戻料		1件につき	990円
		取立手形組戻料			
		取立手形店頭呈示料		1通につき	
		不渡手形返却料			

*1 組戻後再振込をする場合は、組戻料と(再振込金額に応じた)振込手数料を頂きますのでご了承願います。

証券窓口販売業務		
項目	数量等	金額
1	振替決済口座設定手数料	1年 無料

ATMご利用手数料/お取扱時間*3				
利用日	時間帯	カードの種類		
		当組合	提携信用組合	提携金融機関 郵貯銀行
平日	8:00~8:45	無料	110円	
	8:45~18:00		(★)	110円
	18:00~19:00		220円	
土曜日	9:00~14:00	無料	(★)	110円
	14:00~17:00		220円	
日曜・祝祭日	9:00~17:00	110円	220円	

(★) お引き出しの場合、しんくみお得ねっと提携信用組合は無料、その他は110円。
(しんくみお得ねっと提携信用組合については、窓口にお尋ねください)

*3-① ATMコーナーのご利用時間は、当組合本支店でも異なる時間帯となっておりますので、ご注意ください。

*3-② ATM稼働時間帯は、お取引先の金融機関によって異なる場合がございます。

1. 地域密着型金融の当組合の基本方針

当組合では、地域密着型金融の必要性の基本的考え方のもとに下記のビジネスモデルを構築し、推進委員を中心に取り組みを推進しております。

- ①ライフサイクルに応じた取引先企業への支援強化
- ②事業価値を見極める融資をはじめ、中小企業に適した資金供給手法の徹底
- ③地域の情報集積を活用した持続可能な地域経済への貢献

2. 地域密着型金融の推進体制

1. ライフサイクルに応じた取引先企業への支援強化

(1) 既存先企業への支援 …… [こうしん企業支援プラン]プロジェクト・事業承継支援等

[こうしん企業支援プラン]活用による専門家の支援事例

- ① A社・B社 …… 各事業部門の収益力調査を実施し、収益の悪い部門を縮小することで収益力のアップが実現され営業利益の改善を図ることが出来ました。
- ② C社 …… 従来現場の作業を機械処理に依存してきたが、手作業と機械作業の実際に要した時間を計測し比較した結果手作業処理が効率が良いことが証明され手作業処理を採用しました。また取扱商品の値引きを防止を行うことで営業利益の改善を図ることが出来ました。
- ③ D社 …… 現場作業員各人の仕事量と収益の分析を行いその結果から作業の多能化と平準化を行うことにより仕事量のバラつき改善へと繋げることが出来ました。また作業の進捗状況をボード利用による「見える化」をすることでムダ削減による効率化も図られ結果として収益の改善に繋げることが出来ました。
- ④ E社 …… 従業員への営業力向上指導、及び原価意識向上の改革、そして徹底した経費の見直しを図ることにより売上の増加と営業利益の改善を図ることが出来ました。

(2) 創業・新規事業への支援 …… 創業支援・新規事業支援

2. 事業価値を見極める融資をはじめ、中小企業に適した資金供給手法の徹底

- (1) 事業価値を見極める融資 …… 無担保・無保証融資、債権譲渡担保融資
- (2) その他 …… ABL(動産担保融資)

3. 地域の情報集積を活用した持続可能な地域経済への貢献

- (1) 地域活性化につながる多様なサービスの提供
…… 消費者ローン問題、コミュニティ・ビジネス等への支援、融資等
- (2) 地域の面的再生 …… 地方自治体等との協調融資

3. 地域密着型金融の具体的施策

- ① 目利き能力の向上並びに人材の育成
- ② 身近な情報提供・経営指導・相談業務の活用
- ③ 商工会議所、商工会、中小企業団体中央会並びに中小企業再生支援協議会等他機関との連携
- ④ 相談機能を活かした予防策を中心に、目的別ローンなども活用した多重債務者問題解決への一定の役割発揮
具体的には：資金繰り計画表作成サポート等

4. 融資を通じての地域貢献

「制度融資残高(保証協会保証付)」の取扱い	令和5年3月末現在	826件	6,919百万円
	(うち、責任共有制度)	241件	2,240百万円)

中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取り組み状況

当組合の社会的貢献活動を通じて、質の高いCSR(企業の社会的責任)の実現に向けて、地域社会との「絆」を深め、地元社会の発展に寄与する為に、地域振興・社会福祉事業等への取り組みを推進し、地元地域の一員として積極的に社会貢献に努めてまいります。

1. 「経営革新等支援機関」としての認定

中小・小規模事業者の新たな事業活動の促進に関する法律の改正に伴い、中小・小規模事業者に対して専門性の高い支援事業を行う経営革新等支援機関を認定する制度が創設され、当組合は、平成25年4月26日付で経営革新等支援機関に認定されました。

2. 「中小企業金融円滑化法の期限到来」と「経営改善支援」の取り組みについて

当組合は、中小企業金融円滑化法終了後の対応について、従前と変わらぬ取り組みで臨み、役職員に対し周知徹底を行っています。経営改善支援についても、平成20年5月に「こうしん企業支援プラン」プロジェクトを立上げ、中小企業診断士等の専門家と個別契約を締結して、当組合の融資取引先へ経営改善計画書の策定や経営改善のアドバイス等の指導・支援に取り組んでいます。従来と同様に貸付条件の変更等や円滑な資金供給を迅速に努めてまいります。融資取引先が抱える様々な経営課題の解決に向け、これまで以上に積極的にコンサルティング機能強化を図り取り組んでまいります。

3. ビジネス・マッチングや動産担保融資(当組合独自のABL)等の支援

当組合では、地域の活性化の一環として、江信協会の会員を対象に「江信協会事業先ガイドブック」を発刊し、組合員ネット化プロジェクトを立上げ、更なるビジネス・マッチングの推進に取り組んでいます。また、当組合独自のABL(アセット・ベースト・レンディング)商品を企画し、現在豊洲支店の仲卸業者を対象に取り組んでおります。

「経営者保証に関するガイドライン」への対応

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入や保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応する態勢を整備しております。経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めております。また、どのような改善を図れば経営者保証の解除の可能性が高まるかなどを具体的に説明し、経営改善支援を行っております。

●「経営者保証に関するガイドライン」の活用に係る取り組み事例

※令和4年度の事例はありませんでしたので、平成28年度の事例を掲載しております。

1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等
数々の特許を持つ製造会社より運転資金の申込みにあたり、「経営者保証に関するガイドライン」に基づく経営者保証に依存しない融資について打診したところ無保証融資の依頼があった。
2. 取り組み内容
申込人の依頼により以下の件を考慮し、経営者保証を求めずに対応することとした。 ①本社及び事業資産は法人名義であり、個人資産とは明確に分離されている。 ②5期連続の期間利益を計上し、自己資本比率が高い。 ③適時適切な財務情報等(決算書・試算表)の提供がある。

●「経営者保証に関するガイドライン」取り組み状況

令和4年度に当組合において、「新規に無保証で融資した件数」は0件(前年度0件)、「保証契約を解除した件数」は0件(同0件)、「経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数(当組合をメイン金融機関として実施したものに限り)」は0件(同0件)となっております。

東京都立産業技術研究センターとの業務連携

— 企業支援業務の連携・協働により地域産業の活性化を推進 —

平成24年6月6日(水)より地方独立行政法人東京都立産業技術研究センターと業務連携に関する協定を締結しております。企業等の支援に関する業務を連携・協働して実施することにより、地域産業の活性化を図ることを目的としています。

連携・協働して行う事業

- | | | |
|------------------|---------|-----------------|
| ①企業等の技術力・製品開発の向上 | ④技術経営支援 | ⑦施設利用促進 |
| ②産業を支える人材の育成 | ⑤産学公交流 | ⑧その他、協議に基づく連携事業 |
| ③企業等からの相談・問い合わせ | ⑥情報発信 | |

振り込み詐欺防止活動

当組合では、全店所管の警察署と日々連携を図り、店頭でのチラシ配布、声掛けを行い、振り込み詐欺の未然防止に努めております。

振り込み詐欺救済法に関する当組合の対応について

振り込み詐欺等の卑劣な犯罪行為は金融機関を通じて振込みを悪用することにより他人の財産を不正に取得するものであり、各金融機関はこれらの悪質な犯罪行為を排除すべく取り組みを進めております。

このたび振り込み詐欺等により被害を受けた方に対する財産的被害を迅速に回復することを目的として、該当する預金口座等に金銭が滞留している場合に、被害の額に応じて滞留している金銭の払戻しが受けられるという法律「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律」(いわゆる「振り込み詐欺救済法」)が平成20年6月21日より施行されております。

「詐欺その他の人の財産を害する罪の犯罪行為であって、財産を得る方法としてその被害を受けた者からの預金口座等への振込みが利用されたもの」(同法第2条第3項)が対象とされており、振り込み詐欺や架空請求等の詐欺他、いわゆるヤミ金融などが対象となります。

※当組合預金口座及び他金融機関預金口座へのお振込により、振り込み詐欺等の犯罪行為による被害にお心当たりの方は最寄の警察署へご連絡の上、下記連絡窓口宛お知らせください。

【お問い合わせ窓口】

江東信用組合 総務部 電話番号 03-3631-8180
(受付時間9:00~17:00 ただし、当組合の休業日を除く)

マネー・ローndリング及びテロ資金供与等防止のための取組

当組合は、マネー・ローndリング及びテロ資金供与等を防止するため、経営陣の主導的な関与の下、経営の最重要課題の一つとして次の各号の取組を行っています。

- (1)当組合は、自らが提供する商品・サービス、取引形態、取引に係る国・地域や顧客属性等に応じたマネロン等リスクを特定、評価、類型化したうえで、当該リスクについて、当組合のリスク許容度の範囲内に実効的に低減するための措置(リスクベース・アプローチ)を講じています。
- (2)当組合は、マネロン・テロ資金供与対策を適切に実施するために、組合内横断的なリスク管理態勢を構築しています。
- (3)当組合は、マネロン・テロ資金供与対策の実効性を確保するため、当組合の業務分野、営業地域及びマネロン・テロ資金供与に関する動向等を評価し、これを踏まえて、方針・手続・計画等を整備しています。
- (4)前号の方針・手続・計画等は、不断に検証し、マネロン等リスクの変化やマネロン・テロ資金供与対策への新たな課題が認められた場合には見直しを行っています。

お客様アンケート集計結果

アンケート対象先 350
回収 350 (100.0%)

お客様アンケート用紙

江東信用組合

(該当する項目はいくつでも○印をつけて下さい)

はじめに、差し支えなければ、お客様自身のことに関してお聞かせください
(該当番号を○で囲んでください)

☆性別:1.男性 2.女性

☆年齢:1.20歳以下 2.20歳代 3.30歳代 4.40歳代 5.50歳代 6.60歳以上

☆職業:1.会社員・公務員 2.自営業 3.専業主婦 4.派遣社員・パート・アルバイト 5.その他

(1) 当組合の窓口・電話対応についてお尋ねします。

1-1 窓口担当者(又は電話対応者)の応対・マナーについて	
1.大変良い	(31.4% ・ 110人)
2.良い	(40.3% ・ 141人)
3.普通	(17.4% ・ 61人)
4.やや悪い	(0.0% ・ 0人)
5.悪い	(0.0% ・ 0人)
6.わからない	(10.3% ・ 36人)

1-2 事務処理の正確性や迅速性について	
1.満足	(40.9% ・ 143人)
2.やや満足	(24.0% ・ 84人)
3.普通	(23.4% ・ 82人)
4.やや不満	(0.6% ・ 2人)
5.不満	(0.0% ・ 0人)
6.わからない	(11.1% ・ 39人)

1-3 ご質問・ご相談に対する回答・対応について	
1.満足	(40.9% ・ 143人)
2.やや満足	(28.3% ・ 99人)
3.普通	(20.3% ・ 71人)
4.やや不満	(0.3% ・ 1人)
5.不満	(0.0% ・ 0人)
6.わからない	(10.0% ・ 35人)

1-4 待ち時間について	
1.満足	(34.6% ・ 121人)
2.やや満足	(17.7% ・ 62人)
3.普通	(28.9% ・ 101人)
4.やや不満	(1.7% ・ 6人)
5.不満	(0.0% ・ 0人)
6.わからない	(17.1% ・ 60人)

(2) 当組合の渉外活動についてお尋ねします

2-1 渉外担当者の対応・マナーについて	
1.大変良い	(40.0% ・ 140人)
2.良い	(44.9% ・ 157人)
3.普通	(13.4% ・ 47人)
4.やや悪い	(0.0% ・ 0人)
5.悪い	(0.0% ・ 0人)
6.わからない	(1.7% ・ 6人)

2-2 渉外担当者の訪問回数・訪問周期について	
1.満足	(56.9% ・ 199人)
2.やや満足	(20.3% ・ 71人)
3.普通	(20.0% ・ 70人)
4.やや不満	(0.3% ・ 1人)
5.不満	(0.0% ・ 0人)
6.わからない	(2.3% ・ 8人)

2-3 預金商品(取引)あるいは融資商品(取引)に対する金融知識と説明の解り易さについて	
1.満足	(35.7% ・ 125人)
2.やや満足	(22.9% ・ 80人)
3.普通	(32.9% ・ 115人)
4.やや不満	(0.6% ・ 2人)
5.不満	(0.0% ・ 0人)
6.わからない	(8.0% ・ 28人)

2-4 ご質問・ご相談に対する渉外担当者の回答・対応について	
1.満足	(48.3% ・ 169人)
2.やや満足	(24.9% ・ 87人)
3.普通	(24.3% ・ 85人)
4.やや不満	(0.3% ・ 1人)
5.不満	(0.0% ・ 0人)
6.わからない	(1.7% ・ 6人)

(3) 組合全般に関する事項についてお尋ねします

3-1 当組合との総合的なお取引満足度について	
1.満足	(54.3% ・ 190人)
2.やや満足	(25.7% ・ 90人)
3.普通	(19.4% ・ 68人)
4.やや不満	(0.0% ・ 0人)
5.不満	(0.0% ・ 0人)

3-2 当組合の取組み姿勢で評価できるところは?(複数回答可)	
1.お客様を大切にしている	(73.7% ・ 258人)
2.地域に密着した経営	(56.0% ・ 196人)
3.健全経営に注力	(21.4% ・ 75人)
4.法令等を遵守	(9.1% ・ 32人)
5.融資に関して積極的	(10.6% ・ 37人)
6.積極的な情報収集	(6.0% ・ 21人)
7.評価できるところはない	(0.3% ・ 1人)

3-3 取引店舗の清潔さ、整理・整頓状況について	
1.満足	(37.4% ・ 131人)
2.やや満足	(14.9% ・ 52人)
3.普通	(33.7% ・ 118人)
4.やや不満	(0.0% ・ 0人)
5.不満	(0.0% ・ 0人)
6.わからない	(14.0% ・ 49人)

(4) 当組合の商品・サービス・要望等についてお尋ねします

4-1 ディスクロ誌又はミニディスクロ誌の内容について	
1.満足	(10.3% ・ 36人)
2.やや満足	(8.9% ・ 31人)
3.普通	(38.6% ・ 135人)
4.やや不満	(1.1% ・ 4人)
5.不満	(0.0% ・ 0人)
6.見たことがない	(41.1% ・ 144人)

4-2 ホームページの情報量・内容等について	
1.満足	(4.6% ・ 16人)
2.やや満足	(3.4% ・ 12人)
3.普通	(19.1% ・ 67人)
4.やや不満	(3.7% ・ 13人)
5.不満	(2.0% ・ 7人)
6.見たことがない	(67.1% ・ 235人)

4-3 預金商品の品揃え・商品性について	
1.満足	(23.1% ・ 81人)
2.やや満足	(9.7% ・ 34人)
3.普通	(51.7% ・ 181人)
4.やや不満	(1.1% ・ 4人)
5.不満	(0.0% ・ 0人)
6.わからない	(14.3% ・ 50人)

4-4 現在、お客様が興味をお持ちの金融商品について(複数回答可)	
1.預金商品(定期預金・定期積金等)	(20.3% ・ 71人)
2.国債	(1.4% ・ 5人)
3.外貨預金	(2.6% ・ 9人)
4.投資信託	(5.7% ・ 20人)
5.保険商品	(2.0% ・ 7人)
6.特になし	(71.4% ・ 250人)

4-5 融資商品の品揃え・商品性について	
1.満足	(16.0% ・ 56人)
2.やや満足	(9.4% ・ 33人)
3.普通	(38.3% ・ 134人)
4.やや不満	(0.9% ・ 3人)
5.不満	(0.0% ・ 0人)
6.わからない	(35.4% ・ 124人)

4-6 現在、ご計画中の資金ニーズについて(複数回答可)	
1.運転資金	(24.0% ・ 84人)
2.設備資金	(5.1% ・ 18人)
3.事業用不動産購入資金	(1.4% ・ 5人)
4.住宅関連資金	(2.6% ・ 9人)
5.その他()	(1.1% ・ 4人)
6.資金ニーズなし	(68.6% ・ 240人)

4-7 当組合の商品・サービスに関する要望があるものについて(複数回答可) (具体的なものがあればお書きください)	
1.事業融資の充実強化に関して	(6.9% ・ 24人)
2.住宅ローンの充実について	(2.6% ・ 9人)
3.経営相談・支援窓口の開設について	(0.6% ・ 2人)
4.ビジネスマッチング支援に対して	(0.3% ・ 1人)
5.預金商品の充実内容について	(1.1% ・ 4人)
6.平日窓口の営業時間の延長 (具体的に: 時 分～ 時 分)	(1.1% ・ 4人)
7.ATM稼働時間の延長 (具体的に: 時 分～ 時 分)	(2.6% ・ 9人)
8.特になし	(83.7% ・ 293人)

4-8 旅行・観劇等での親睦交流機会について	
1.参加したことがある	(21.1% ・ 74人)
2.参加したことがない	(78.9% ・ 276人)

4-9 「こうしん友の会」活動でどんな事に参加したいと思いますか?(複数回答可)	
1.観劇会	(9.7% ・ 34人)
2.食事会	(13.4% ・ 47人)
3.旅行	(8.3% ・ 29人)
4.その他()	(0.0% ・ 0人)
5.わからない	(76.3% ・ 267人)

4-10 ファイナンシャルプランナー(FP)によるライフプラン相談、 財務分析等の無料相談サービスについて	
1.利用してみたい	(4.0% ・ 14人)
2.利用しない	(96.0% ・ 336人)

4-11 当組合に対する要望について	
()	(3.1% ・ 11人)

4-12 当組合の信頼性について	
1.安心して取引できる	(68.3% ・ 239人)
2.安心していか100%安全とは思っていない	(31.1% ・ 109人)
3.やや不安である(その理由は)	(0.3% ・ 1人)
4.不安である(その理由は)	(0.0% ・ 0人)

以上 ご協力ありがとうございました

店名	住所	電話	ATM
本部	〒135-0002 江東区住吉2-6-8	Tel(3631)8180(代表)	
本店	〒135-0002 江東区住吉2-6-8	Tel(3631)8187(代表)	2台
本店砂町出張所	〒136-0073 江東区北砂3-1-14-101	Tel(3615)1731(代表)	1台
洲崎支店	〒135-0016 江東区東陽3-19-9	Tel(3647)1751(代表)	2台
江戸川支店	〒132-0033 江戸川区東小松川4-53-10	Tel(3654)8101(代表)	1台
上野支店	〒110-0016 台東区台東4-29-8	Tel(3833)9111(代表)	1台
綾瀬支店	〒120-0005 足立区綾瀬3-16-4	Tel(3605)4111(代表)	1台
森下支店	〒135-0004 江東区森下2-23-2	Tel(3634)3921(代表)	1台
豊洲支店	〒135-0061 江東区豊洲6-6-1	Tel(6633)0351(代表)	1台

ホームページアドレス <https://www.koutou.shinkumi.jp/>

